

# 有 価 証 券 報 告 書

事業年度 自 2020年4月1日  
(第5期) 至 2021年3月31日

東京都目黒区三田1丁目6番21号

伊藤ハム米久ホールディングス株式会社

E32069

第5期（自2020年4月1日 至2021年3月31日）

---

# 有価証券報告書

---

- 1 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した内部統制報告書・確認書を末尾に綴じ込んでおります。

伊藤ハム米久ホールディングス株式会社

# 目 次

	頁
第5期 有価証券報告書	
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	4
3 【事業の内容】	4
4 【関係会社の状況】	6
5 【従業員の状況】	9
第2 【事業の状況】	10
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	10
2 【事業等のリスク】	11
3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	14
4 【経営上の重要な契約等】	19
5 【研究開発活動】	19
第3 【設備の状況】	20
1 【設備投資等の概要】	20
2 【主要な設備の状況】	20
3 【設備の新設、除却等の計画】	21
第4 【提出会社の状況】	22
1 【株式等の状況】	22
2 【自己株式の取得等の状況】	46
3 【配当政策】	47
4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	48
第5 【経理の状況】	66
1 【連結財務諸表等】	67
2 【財務諸表等】	112
第6 【提出会社の株式事務の概要】	121
第7 【提出会社の参考情報】	122
1 【提出会社の親会社等の情報】	122
2 【その他の参考情報】	122
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	123
監査報告書	
内部統制報告書	
確認書	

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年6月23日
【事業年度】	第5期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）
【会社名】	伊藤ハム米久ホールディングス株式会社
【英訳名】	ITOHAM YONEKYU HOLDINGS INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 宮下 功
【本店の所在の場所】	東京都目黒区三田1丁目6番21号
【電話番号】	東京 03（5723）8619番
【事務連絡者氏名】	経理財務部 部長 前田 聡
【最寄りの連絡場所】	東京都目黒区三田1丁目6番21号
【電話番号】	東京 03（5723）8619番
【事務連絡者氏名】	経理財務部 部長 前田 聡
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次		第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
決算年月		2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
売上高	(百万円)	792,564	831,865	850,721	852,450	842,675
経常利益	(百万円)	24,884	24,423	15,679	19,534	27,000
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	18,038	15,784	10,588	11,439	20,204
包括利益	(百万円)	19,811	14,432	9,506	10,658	25,209
純資産額	(百万円)	220,033	219,861	224,074	229,178	247,648
総資産額	(百万円)	373,632	376,204	393,392	389,426	394,086
1株当たり純資産額	(円)	714.74	739.77	754.14	773.26	843.52
1株当たり当期純利益	(円)	60.67	53.22	35.82	38.72	68.61
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	60.60	53.17	35.80	38.70	68.57
自己資本比率	(%)	56.9	58.1	56.6	58.5	62.7
自己資本利益率	(%)	8.8	7.3	4.8	5.1	8.5
株価収益率	(倍)	17.1	17.4	19.2	16.5	10.6
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	21,187	5,521	15,114	31,847	40,862
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△8,756	△8,183	△19,879	△7,855	△10,837
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△8,996	△20,004	10,084	△16,390	△21,097
現金及び現金同等物の 期末残高	(百万円)	52,785	29,284	34,643	41,771	50,651
従業員数	(人)	7,644	7,792	8,107	8,327	8,313
[ほか、平均臨時雇用者数]		[9,009]	[8,923]	[9,034]	[9,263]	[9,206]

(注) 売上高には、消費税等は含まれておりません。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
決算年月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
営業収益 (百万円)	13,022	12,065	9,059	17,411	13,738
経常利益 (百万円)	11,649	8,771	5,690	13,979	10,202
当期純利益 (百万円)	11,591	8,764	5,489	13,809	10,282
資本金 (百万円)	30,000	30,003	30,003	30,003	30,003
発行済株式総数 (株)	297,347,059	297,355,059	297,355,059	297,355,059	297,355,059
純資産額 (百万円)	178,670	180,511	180,805	189,106	193,021
総資産額 (百万円)	179,306	192,960	203,597	212,053	225,231
1株当たり純資産額 (円)	600.15	609.96	611.62	641.55	658.91
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	17.00 (-)	17.00 (-)	17.00 (-)	17.00 (-)	21.00 (-)
1株当たり当期純利益 (円)	38.98	29.55	18.57	46.74	34.92
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	38.94	29.52	18.56	46.71	34.90
自己資本比率 (%)	99.5	93.4	88.7	89.1	85.6
自己資本利益率 (%)	6.7	4.9	3.0	7.5	5.4
株価収益率 (倍)	26.6	31.3	37.1	13.6	20.9
配当性向 (%)	43.6	57.5	91.5	36.4	60.1
従業員数 [ほか、平均臨時雇用者数] (人)	87 [4]	196 [24]	241 [34]	243 [35]	241 [34]
株主総利回り (%) (比較指標：配当込みTOPIX)	142.8 (118.7)	129.8 (137.6)	100.1 (130.6)	95.4 (118.2)	110.7 (168.0)
最高株価 (円)	1,143	1,112	1,044	763	786
最低株価 (円)	706	865	610	507	586

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は2016年4月1日設立のため、株主総利回り及び比較指標の算出は2016年4月1日における株価を基準として使用しています。

3. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

## 2 【沿革】

2015年9月	伊藤ハム株式会社及び米久株式会社（以下「両社」）が共同持株会社設立（株式移転）による経営統合に関する基本契約書を締結
2015年11月	両社はそれぞれの臨時株主総会での承認を前提として、株式移転の方法により共同持株会社設立のための「株式移転計画書」を作成
2016年1月	両社の臨時株主総会で株式移転計画が承認
2016年4月	当社設立（東京証券取引所市場第一部に上場）
2017年12月	ニュージーランド・クライストチャーチのANZCO FOODS LTD. の株式を追加取得し100%子会社化
2019年12月	明治ケンコーハム株式会社（取得後「米久ケンコーハム株式会社」に名称変更）の株式を取得し、100%子会社化
2021年3月	米久ケンコーハム株式会社の事業を米久株式会社に譲渡し清算

## 3 【事業の内容】

当社グループは、当社、子会社50社、関連会社11社で構成され、食肉加工品（ハム・ソーセージ、調理加工食品）及び食肉等の製造販売を主として事業活動を展開しております。

なお、以下に示す区分は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等）」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

（加工食品事業）

加工食品事業部門は、主に伊藤ハム株式会社、米久株式会社、その他子会社14社及び関連会社3社で構成され、ハム・ソーセージ、調理加工食品等の食肉加工品の製造・販売を行っております。

（食肉事業）

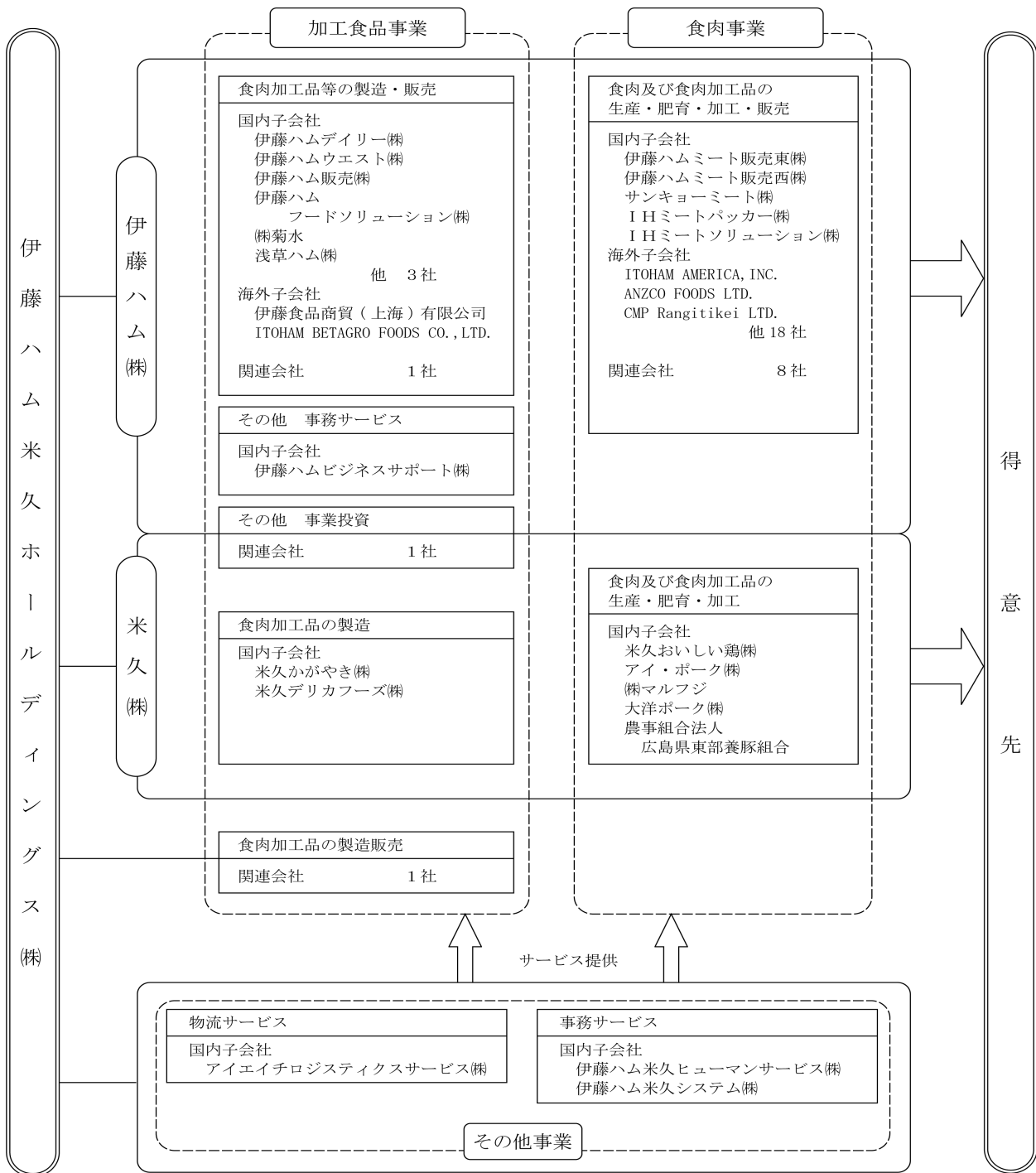
食肉事業部門は、主に伊藤ハム株式会社、米久株式会社、その他子会社31社及び関連会社8社で構成され、食肉及び調理加工食品の製造・販売を行っております。

（その他事業）

その他事業部門は、子会社3社で構成され、事務代行サービス業並びに物流サービス業などを行っております。

事業の系統図は次のとおりであります。

なお、当社は特定上場会社等に該当し、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準のうち、上場会社の規模との対比で定められる数値基準については連結ベースの計数に基づいて判断することとなります。





#### 4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有又は 被所有割合 (%)	関係内容
連結子会社 伊藤ハム㈱ (注) 3, 6	兵庫県西宮市	28,427	加工食品 事業 及び 食肉事業	100	経営管理、業務委託、不動産 の賃貸 役員の兼任あり。 資金の貸借 (CMS)
米久㈱ (注) 3, 6	静岡県沼津市	8,634	同上	100	経営管理、業務委託、不動産 の賃貸 役員の兼任あり。 資金の貸借 (CMS)
伊藤ハム米久ヒューマンサー ビス㈱	兵庫県西宮市	30	その他	100	当社人事・庶務等に関する事 務代行業務を行っている。
伊藤ハム米久システム㈱	兵庫県西宮市	30	同上	100	当社情報システムの開発・運 用等の業務支援を行っている。
伊藤ハムデイリー㈱	宮城県栗原市	400	加工食品 事業	100 (100)	役員の兼任あり。
伊藤ハムウエスト㈱	佐賀県三養基 郡基山町	90	同上	100 (100)	役員の兼任あり。
伊藤ハムフードソリューション ㈱	東京都目黒区	100	同上	100 (100)	—
伊藤ハム販売㈱	兵庫県西宮市	90	同上	100 (100)	—
㈱菊水	北海道江別市	180	同上	96.52 (96.52)	役員の兼任あり。
浅草ハム㈱	東京都台東区	125	同上	100 (100)	—
イトウフレッシュサラダ㈱	東京都目黒区	80	同上	100 (100)	—
筑紫ファクトリー㈱	北九州市 八幡西区	45	同上	100 (100)	—
ロイヤルデリカ㈱	群馬県高崎市	98	同上	100 (100)	—
伊藤ハムビジネスサポート㈱	兵庫県西宮市	30	同上	100 (100)	—
米久かがやき㈱	埼玉県 春日部市	250	同上	100 (100)	—
米久デリカフーズ㈱	静岡県沼津市	430	同上	100 (100)	—
伊藤ハムミート販売東㈱ (注) 6	東京都目黒区	90	食肉事業	100 (100)	—
伊藤ハムミート販売西㈱ (注) 6	兵庫県西宮市	90	同上	100 (100)	—
サンキョーミート㈱	鹿児島県 志布志市	230	同上	100 (100)	資金援助あり。
I Hミートソリューション㈱	東京都目黒区	80	同上	100 (100)	—
I Hミートパッカー㈱	東京都目黒区	90	同上	100 (100)	—

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有又は 被所有割合 (%)	関係内容
米久おいしい鶏株式会社	鳥取県東伯郡 琴浦町	290	食肉事業	100 (100)	—
アイ・ポーク株式会社	群馬県前橋市	155	同上	100 (100)	—
株式会社マルフジ	東京都港区	100	同上	100 (100)	—
大洋ポーク株式会社	広島県三原市	100	同上	100 (100)	—
農事組合法人広島県東部養豚 組合 (注) 5	広島県世羅郡 世羅町	50	同上	0 [100]	—
アイエイチロジスティクスサ ービス株式会社	兵庫県西宮市	90	その他	100	—
伊藤食品商貿(上海)有限公司	中国上海市	(U S \$ 2,450千)	加工食品 事業	100 (100)	—
ITOHAM AMERICA, INC.	SIIOUXCITY IOWA U. S. A.	(U S \$ 17,700千)	食肉事業	100 (100)	—
ANZCO FOODS LTD. (注) 3	CHRISTCHURCH NEW ZEALAND	(N Z \$ 59,364千)	同上	100 (100)	役員の兼任あり。 債務保証あり。
CMP RANGITIKEI LTD. (注) 3	CHRISTCHURCH NEW ZEALAND	(N Z \$ 70,000千)	同上	100 (100)	—
ITOHAM BETAGRO FOODS CO., LTD.	LOPBURI THAILAND	(T H B 172百万)	加工食品 事業	53 (53)	—
その他18社	—	—	—	—	—

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有又は被 所有割合 (%)	関係内容
持分法適用関連会社 ㈱ジャパンデリカ	香川県高松市	23.5	加工食品 事業	40.43 (40.43)	—
M I Y ㈱	東京都 千代田区	100	同上	42.58 (42.58)	—
サンキョー食品㈱	神戸市兵庫区	10	食肉事業	30 (30)	—
㈱メイショク	神戸市兵庫区	48	同上	30 (30)	—
坂元ファーム㈱	鹿児島県 鹿屋市	10	同上	45 (45)	—
九州エキス㈱	鹿児島県 曾於郡大崎町	400	同上	50 (50)	債務保証あり。
INDIANA PACKERS CORP.	DELPHI INDIANA U. S. A.	(U S \$ 20,000千)	同上	20 (20)	—
ASIAN BEST CHICKEN CO., LTD.	BANGKOK THAILAND	(T H B 1,833百万)	加工食品 事業	25	債務保証あり。
その他3社	—	—	—	—	—
その他の関係会社 三菱商事㈱ (注)2	東京都 千代田区	204,446	総合商社	被所有 39.57	—

- (注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。  
2. 有価証券報告書を提出しております。  
3. 特定子会社に該当しております。  
4. 議決権の所有割合の( )内は、間接所有割合を内数で記載し、[ ]内は、緊密な者の所有割合を外数で記載しております。  
5. 持分はありませんが、実質的に支配しているため子会社としております。  
6. 伊藤ハム㈱、米久㈱、伊藤ハムミート販売西㈱及び伊藤ハムミート販売東㈱については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。  
主要な損益情報等(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

	伊藤ハム㈱	米久㈱
(1) 売上高 (百万円)	564,078	168,844
(2) 経常利益 (百万円)	11,693	4,609
(3) 当期純利益 (百万円)	9,943	6,056
(4) 純資産額 (百万円)	112,573	40,940
(5) 総資産額 (百万円)	185,183	67,142

	伊藤ハムミート販売西㈱	伊藤ハムミート販売東㈱
(1) 売上高 (百万円)	127,742	129,914
(2) 経常利益 (百万円)	3,438	2,187
(3) 当期純利益 (百万円)	2,238	1,421
(4) 純資産額 (百万円)	3,712	2,272
(5) 総資産額 (百万円)	16,205	15,253

## 5 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

2021年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数 (人)
加工食品事業	4,874 (5,679)
食肉事業	2,650 (3,191)
報告セグメント計	7,524 (8,870)
その他	516 (300)
全社共通ほか	273 (36)
合計	8,313 (9,206)

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外からの当社グループへの出向者を含んでおります。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー等）は、当連結会計年度の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 全社共通ほかとして記載されている従業員数は、当社及び複数セグメントを持つ子会社の管理部門に所属している従業員数であります。

### (2) 提出会社の状況

2021年3月31日現在

従業員数 (人)	平均年齢 (才)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (円)
241 (34)	43.2	15.6	7,216,116

セグメントの名称	従業員数 (人)
全社共通ほか	241 (34)
合計	241 (34)

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、全員が子会社から当社への出向者（兼務出向者を含む。）であります。臨時雇用者数（パートタイマー等）は、当事業年度の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 平均勤続年数の算出にあたっては、子会社の勤続年数を通算しております。
3. 平均年間給与は、出向元である子会社で支給された年間給与、賞与及び時間外勤務手当等を合計したものであります。

### (3) 労働組合の状況

当社グループには国内連結子会社13社の労働組合11団体が組織されております。2021年3月31日現在の組合員数は5,082名であり、労使関係は円満であります。

## 第2【事業の状況】

### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

#### (1) 会社の経営の基本方針

伊藤ハム米久グループは、下記に掲げるグループ理念のもと、ビジョンの実現を目指し、各行動指針に基づいた活動を推進することで、事業を通じて企業の社会的責任を果たし、真に信頼されるグループとなるべく企業価値の更なる向上を図ってまいります。

〈グループ理念〉

私たちは事業を通じて、健やかで豊かな社会の実現に貢献します

〈ビジョン〉

フェアスピリットと変革への挑戦を大切にし、従業員とともに持続的に成長する食品リーディングカンパニー

〈行動指針〉

- ・安全安心と品質の追求による、価値ある商品とサービスの提供
- ・有言実行の徹底による信頼関係の構築、強化
- ・全員参加の闊達な意思疎通と相互理解による能力開発と育成
- ・コンプライアンスを最優先とした、公明正大で透明性のある行動
- ・地球環境に配慮した事業活動の推進

#### (2) 目標とする経営指標

当社グループは「中期経営計画2023」において、経常利益300億円、ROIC6.8%以上をグループ目標としています。2021年度業績は、経常利益250億円、ROIC6.0%を目指します。

#### (3) 中長期的な会社の経営戦略及び対処すべき課題

当社グループは、2021年度より3カ年を対象期間とする「中期経営計画2023」をスタートさせました。本計画では、『「既成概念の打破」と「強みの再認識」による更なる成長・飛躍』を基本指針とし、「経営基盤の強化」「収益基盤の強化」「新規事業・市場への取り組み」「サステナビリティへの取り組み」を主要テーマに設定しました。これらの着実な実行によって、競争力と成長力を高めながら企業価値の向上を図り、持続的に成長する食品リーディングカンパニーを目指します。

具体的にはテーマごとに以下の課題を設定し、経営を進めてまいります。

「経営基盤の強化」

効率的で競争力のある事業執行体制と組織体系を構築することで、統合効果を最大化する

- ・組織再編によるグループ戦略の一体化
- ・各事業会社の制度統合
- ・デジタル戦略の推進

「収益基盤の強化」

コスト競争力の強化と商品・サービスの価値向上を図ることで、グループの市場競争力を高める

- ・コスト低減に向けた取り組み
- ・商品付加価値の向上
- ・事業規模拡大

「新規事業・市場への取り組み」

今後成長が見込める領域へ人材・資金等の経営資源を再配分することで、グループの成長力を高める

- ・事業領域の拡大
- ・生産地域・販売市場の拡大

「サステナビリティへの取り組み」

社会や環境価値に対応した取り組みを進め、社会の一員として責務を果たすことで、グループ価値の向上と持続的な成長につなげる

- ・サステナビリティ推進体制の強化
- ・社会貢献活動、労働環境整備
- ・環境に配慮した取り組み

当社グループを取り巻く事業リスクとしては、穀物価格の上昇や新興国の堅調な食肉需要による市況の高止まり、家畜伝染病の蔓延などがあげられますが、「当たり前のことを当たり前にやり切る」をスローガンに、これらのリスクに対して適切に対応し、設定した課題に対する各種施策を着実に実行することによって、業績の向上に努めてまいります。

また、新型コロナウイルス感染症の流行等による事業環境の変化にも柔軟に対応し、引き続き当社グループが取り扱う食肉加工品や食肉等を中心とした安全・安心な食品を安定的に供給する責務を果たし、グループ理念を実現してまいります。

## 2 【事業等のリスク】

当社グループは、業績、株価及び財務状況等に影響を及ぼす可能性のあるリスクを、発生可能性と影響度を勘案の上、以下の通り認識し、影響を最小化する仕組みの構築を図っております。

しかしながら、これらはすべてのリスクを網羅したのではなく、現時点では予見できない、若しくは重要とみなしていないリスクの影響を将来的に受ける可能性や、対策の不足による損害が発生する可能性があります。

なお、文中における将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において当社グループが認識したものであります。

### (1) 市況変動に関するリスク

当社グループは、魅力的で競争力のある製品や商品、サービスを安定して提供できるよう、製造コスト低減のための継続的業務改革、商品や原材料の調達先多様化、製品や商品の適正在庫水準の維持、効率を意識した物流の集約等の施策を推進しております。

しかしながら、販売用食肉、ハム・ソーセージ、調理加工食品等の原材料となる国内外の畜産物相場の想定を超える変動や輸入豚肉、輸入牛肉を対象としたセーフガード（緊急輸入制限措置）の発動、世界的な人口増加による食糧需給の逼迫、その他調達コストの大幅な上昇や仕入数量の制限等が発生した際に、適正な販売価格の変更が成されなかった場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、労働力不足に起因する労働力単価の上昇や、製品に使用する副原料、包装資材及び電力や物流費等のコスト上昇、さらに、食肉を供給する生産飼育事業において飼料価格の大幅な上昇が生じた場合も同様に、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

### (2) 食品の安全性に関するリスク

当社グループは、製品や商品の「安全・安心」の確保がお客様との信頼関係の礎と捉え、フードディフェンスやトレーサビリティの強化及び国際的な管理基準をもとにした厳格な品質管理体制を構築しております。

しかしながら、社会全般における食の安全を大きく脅かす事象の発生や、当社管理体制を超えた不測の事態により、消費者への健康被害及び製品や商品の回収・廃棄が発生した場合、社会的信用の失墜やブランド価値の毀損により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

### (3) 感染症、疫病等に関するリスク

当社グループは、過去の感染症や疫病発生の経験を活かし、感染症等に対する対応マニュアルを整備し、対策に取り組んでおります。

しかしながら、ヒトに対する未知の感染症や、その他影響が深刻な感染症が地球規模で拡大した場合、従業員の業務就労自粛による生産性の低下や世界的な経済活動の縮小に伴う消費低迷等により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、今般の新型コロナウイルス感染症拡大につきましては、2020年2月より危機管理委員会を中心に、従業員の安全確保や事業継続に向けた対策等を講じております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の終息までの期間が長期化する場合や、更なる感染拡大が発生する場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (4) 家畜の疾病に関するリスク

当社グループは、過去の家畜伝染病や疫病発生の経験を活かし、家畜の疾病に対応するマニュアルを整備し、対策に取り組んでおります。

しかしながら、ASF（アフリカ豚熱）や鳥インフルエンザ、BSE（牛海綿状脳症）などの家畜の疾病が拡大した場合、国内外の食肉相場が大幅に変動して食肉の調達や販売に支障をきたし、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (5) 災害・紛争等による事業継続に関するリスク

当社グループは、安全で安定した事業活動を維持するため、災害等に対する事業継続計画を策定し、代替製造や配送、また、定期的な防災訓練を実施しております。

しかしながら、国内外の事業拠点において、想定を大きく超える大規模な地震や風水害、干ばつ、戦争、紛争、テロの発生、または大規模な火災等が発生した場合、若しくは事業拠点に大きな被害が及ばずとも従業員の人命確保を最優先として活動を停止させた場合、製品の製造や商品の供給に支障をきたし、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (6) 国内外の公的・法的規制の変化、権利侵害に関するリスク

当社グループは、事業を展開する各国において、事業投資の許認可、国家安全保障またはその他の理由による輸出制限、関税や家畜の疾病等による輸出入規制等、様々な政府規制の適用を受けております。

また、通商、独占禁止、食品衛生、食品表示、下請、特許、知的財産、消費者、租税、証券取引、為替管制、環境・リサイクル関連等の法規制の適用も受けており、当社グループとしては、関連法規の迅速な改正把握及び遵守に万全の体制で臨んでおります。

しかしながら、将来において想定を大きく超える新たな法的規制等が設けられる可能性や権利侵害または被侵害の防止の遅れや不能が発生した場合、その対応のための人員や費用負担の増加および知的財産の喪失等により、当社グループの事業活動に影響を及ぼす可能性があります。

#### (7) 金融市場の変化に関するリスク

当社グループは、原材料及び商品の一部を海外から調達しており、為替相場の変動リスクを軽減するために為替予約等でリスクヘッジをしております。

また、必要資金の一部を有利子負債で調達しており、金利の変動リスクや調達の流動性低下リスクを軽減するため、コミットメントライン設定を行うなどの対策を講じております。

しかしながら、流動性低下による資金調達環境の悪化や、想定を超える通貨変動や金利上昇の発生による差損や金利負担の増加などにより、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

#### (8) 事業投資・設備投資に関するリスク

当社グループは、持続的な事業成長のため、重要且つ企業価値向上に資するM&A及び設備投資について投融資委員会での慎重な審議を踏まえ、最終的に取締役会での決議を行っております。

また、このような重要な投資について、定期的に当初計画からの進捗や乖離状況の検証を行っております。

しかしながら、投資判断時に想定しなかった、市場環境や経営環境の悪化により、保有する固定資産やのれんの投資額の回収が不能になった場合、減損処理が発生し、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

#### (9) 物流・流通に関するリスク

当社グループは、製品や商品を安全な状態で、迅速かつ安定的に店舗及び消費者に届けるという使命に基づき、受発注の精度向上や在庫管理の適正化、納品リードタイムの改善、積載効率の向上、定温輸送の厳格化等、サプライチェーンに必要な物流体制の構築に取り組んでおります。

しかしながら、小売業の店舗拡大や、通信販売業態の普及による宅配物流の増加、高齢化や労働環境の悪化によるドライバー不足、冷蔵や冷凍を要する食品・食材の輸入量増加による都市部での低温倉庫などのインフラの不足等により、適正なサプライチェーンが構築できなくなった場合、製品や商品を適時適切に供給できず、当社グループの事業活動に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 人材確保に関するリスク

当社グループは、人材は最も重要な資産であると捉え、従業員一人ひとりが持つ素質や能力を引き出し、最大限活かすことが組織の活力に繋がると認識し、多様な人材の採用、モチベーション向上に繋がる評価制度・教育研修を推進しております。

しかしながら、更なる少子高齢化による若年労働者の確保不足や雇用環境の変化による想定外の人材流出、また、優秀な人材育成の遅れ等が生じた場合、企業としての競争力低下や製品や商品の供給力不足に起因した信用失墜により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) コンプライアンスに関するリスク

当社グループは、コンプライアンス委員会委員長に担当役員を指名し、その推進体制を整備・強化しており、定期的なトップメッセージの発信、コンプライアンス推進委員に対する定期講習や役職員に対する継続的な職場研修の実施等、コンプライアンス最優先の意識向上・浸透に積極的に取り組んでおります。

しかしながら、役職員による法令違反を含む重大なコンプライアンス上の問題が発生した場合、社会的信用の失墜や風評により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 内部統制システムの整備・運用に関するリスク

当社グループは、内部統制システムに関する基本方針を定め、この基本方針に基づく内部統制システムの体制整備・運用状況を常に評価し、法令遵守及び業務の適正の確保に努めております。

しかしながら、そのシステムが有効に機能しなかった場合、予期せぬ費用の増加や社会的信用失墜等により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 環境への対応に関するリスク

当社グループは、環境理念及び環境行動指針に則り、その関連法令を遵守するとともに、資源・エネルギーを有効に活用し、環境に配慮した事業活動を行っております。

しかしながら、事業活動に関し、過失の有無に拘わらず環境に関する法的、社会的責任を過去に遡及して負う可能性があります。また、将来環境に関する規制や社会的要求が想定以上に厳しくなった場合、その対応のための人員や費用負担の増加により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 情報セキュリティに関するリスク

当社グループは、調達、製造、物流、販売、財務等あらゆる業務において、情報システムを活用しており、その運用については、コンピュータウイルスの感染防止等やセキュリティ対策の実施、また、基幹システム及びデータ保管サーバーの二重化と分散設置による管理体制の強化等、予期せぬ障害や損壊に備えた厳重な対策を講じております。

また、情報の取り扱いについては、「情報セキュリティポリシー」のもと、個人情報や機密情報の安全管理と漏洩防止、情報セキュリティ遵守意識の維持・向上のための抜き打ち訓練等、様々なセキュリティ対策を実施しております。

しかしながら、地震その他の自然災害、テロリストによる攻撃、ハードウェア・ソフトウェア・遠隔通信の欠陥・障害、新種のコンピュータウイルス感染、不正アクセス等により、情報の漏洩、消失、情報システムの不具合等が生じる可能性があります。

これらの事由が生じた場合、多額の費用発生及び企業イメージの低下や社会的信用の失墜等により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(15) SNS上の風評被害に関するリスク

当社グループは、SNSによる情報発信において、不適切な表現を防止するため、その利用制限や表現についての社内教育を実施しております。

しかしながら、SNSを通じた情報は急速に拡散される可能性があり、極めてコントロールが難しく、当社グループの事業活動やブランドの批判的な評価や、従業員の行動や言動に関する誤った情報が拡散した場合、ブランド価値や信用の低下により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。



### 3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は以下のとおりであります。

##### ①財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度の財政状態及び経営成績は以下のとおりであります。

###### a. 財政状態

当連結会計年度末における総資産は、前連結会計年度末に比べて4,660百万円増加し、394,086百万円となりました。これは主に、現金及び預金の増加、たな卸資産の減少によるものであります。

負債は、前連結会計年度末に比べて13,808百万円減少し、146,438百万円となりました。これは主に、借入金の減少によるものであります。

純資産は、前連結会計年度末に比べて18,469百万円増加し、247,648百万円となりました。これは主に、利益剰余金の増加によるものであります。

###### b. 経営成績

当連結会計年度の当社グループの経営成績につきましては、売上高は、前期に比べて9,774百万円減少し、842,675百万円（前期比1.1%減）となりましたが、営業利益は、前期に比べて6,751百万円増加し、24,018百万円（前期比39.1%増）となりました。また、経常利益は、前期に比べて7,465百万円増加し、27,000百万円（前期比38.2%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、前期に比べて8,764百万円増加し、20,204百万円（前期比76.6%増）となりました。

報告セグメント別の業績の概況は、次のとおりであります。

###### <加工食品事業>

当連結会計年度の加工食品事業の売上高は、前期に比べて6,832百万円増加し、307,041百万円（前期比2.3%増）となりました。営業利益は、前期に比べて5,667百万円増加し、12,397百万円（前期比84.2%増）となりました。

###### <食肉事業>

当連結会計年度の食肉事業の売上高は、前期に比べて16,603百万円減少し、531,581百万円（前期比3.0%減）となりましたが、営業利益は、前期に比べて2,158百万円増加し、13,443百万円（前期比19.1%増）となりました。

##### ②キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末の現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、前連結会計年度末に比べて8,879百万円増加（前期は7,128百万円の増加）し、50,651百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

###### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により資金は40,862百万円増加（前期は31,847百万円の増加）しました。主な増加要因は、税金等調整前当期純利益の計上、たな卸資産の減少によるものであります。

###### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により資金は10,837百万円減少（前期は7,855百万円の減少）しました。主な減少要因は、設備更新等の有形固定資産の取得による支出であります。

###### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により資金は21,097百万円減少（前期は16,390百万円の減少）しました。主な減少要因は、借入金の減少、配当金の支払及び自己株式の取得による支出であります。

③生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当連結会計年度の生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	前年同期比(%)
加工食品事業(百万円)	170,215	99.4
食肉事業(百万円)	159,157	103.9
報告セグメント計(百万円)	329,373	101.5
その他(百万円)	—	—
合計(百万円)	329,373	101.5

(注) 1. 当社グループ製品の製造原価によっており、セグメント間の内部振替前の数値によっております。  
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

b. 受注実績

当社グループは見込み生産を行っているため、該当事項はありません。

c. 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	前年同期比(%)
加工食品事業(百万円)	307,041	102.3
食肉事業(百万円)	531,581	97.0
報告セグメント計(百万円)	838,623	98.8
その他(百万円)	4,052	99.9
合計(百万円)	842,675	98.9

(注) 1. セグメント間の取引については、相殺消去しております。  
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

## (2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

### ①重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。この連結財務諸表を作成するにあたって、資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす見積り及び仮定を用いておりますが、これらの見積り及び仮定に基づく数値は実際の結果と異なる可能性があります。

連結財務諸表作成にあたって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載のとおりです。

また、当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載していますが、特に次の重要な会計方針が、連結財務諸表作成における重要な見積りの判断に影響を及ぼすと考えております。

#### a. たな卸資産の評価

当社グループのたな卸資産には一定期間保存する販売用食肉在庫があり、保存期間中における需給バランスの変化等の外部環境の影響により、その売価は畜産物相場の変動リスクにさらされております。

販売用食肉の貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しており、連結会計年度末における正味売却価額が取得原価を下回る場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額としております。この正味売却価額は、見積売価から見積販売直接経費を控除して算定しております。

過去の販売実績及び将来の販売見込み等に基づき見積売価を予測しておりますが、その予測には不確実性を伴うため、実際の販売価格との乖離が発生した場合は翌期の損益に重要な影響を及ぼす可能性があります。

#### b. 退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産

退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産は、数理計算上で設定される前提条件に基づき算出されております。これらの前提条件には、割引率、発生した給付額、利息費用、年金資産の長期期待運用収益率、死亡率などの要素が含まれております。実際の結果がこれらの前提条件と異なる場合、または前提条件が変更された場合、その影響は累積され、将来の会計期間にわたって償却されるため、将来の退職給付費用に影響を及ぼす可能性があります。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響に関して、当社グループは現時点では、厳重な対策を実施した上で事業活動を継続しており、業績及び会計上の見積りに与える影響は軽微であると判断しておりますが、その収束時期及び経済環境への影響等の予想については不確実性が高いことから、感染症の収束時期及び経済環境への影響が変化した場合には、翌連結会計年度以降の当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

### ②当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、社会経済活動が制限される厳しい状況が続きました。先行きについても、感染が再拡大して収束時期が見通せない中、不透明な状況が続くと見込まれます。

当業界におきましては、新しい生活様式に基づく消費行動の変化が生じており、新たな事業環境への適応が求められています。当社グループでは、食品メーカーとしての供給責任を果たすべく、従業員の安全確保や事業継続に向けた感染症対策を徹底するとともに、市場の変化の兆しを的確に捉えて迅速に対応できる体制を整え、事業活動を行っております。

このような状況において、当社グループは、2021年度より3年間を対象期間とする「中期経営計画2023」を策定いたしました。「私たちは事業を通じて、健やかで豊かな社会の実現に貢献します」をグループ理念に、また「フェアスピリットと変革への挑戦を大切に、従業員とともに持続的に成長する食品リーディングカンパニー」をビジョンとして掲げ、「既成概念の打破」と「強みの再認識」による更なる成長と飛躍を意識し、「経営基盤の強化」「収益基盤の強化」「新規事業・市場への取り組み」「サステナビリティへの取り組み」を実行し、競争力と成長力を高めてまいります。また、定量指標としては、投下資本利益率(ROIC)を重視し、対象期間中に6.8%まで向上させていくことを目指します。

## a. 経営成績

### (売上高)

加工食品事業は、ハム・ソーセージについては、テレビコマーシャルの投入や消費者キャンペーンの実施により、「The GRAND アルトバイエルン」「朝のフレッシュシリーズ」「ポークビッツ」「御殿場高原あらびきポーク」「原形ベーコンシリーズ」等、主力商品の拡販に努め、家庭用商品の販売は増加しましたが、外食向けの業務用商品の販売減少の影響もあり、売上高は微減となりました。

調理加工食品については、「ラ・ピッツァ」「ピザガーデン」などのピザ類が堅調に推移したことに加え、「サラダチキン」「レンジでごちそうシリーズ」「旨包ボリュームリッチハンバーグ」等の消費者の簡便志向・健康志向に対応した商品が伸長したことから、販売数量、売上高ともに増加しました。

ギフトについては、「伝承」シリーズを中心に拡販に努めましたが、市場全体が縮小する中、調理品ギフトは伸長したものの、ギフト全体では販売数量、売上高ともに前年を下回りました。

食肉事業は、国内事業については、家庭内での食事機会の増加による内食需要の高まりを受けて量販店向けの販売が好調に推移しましたが、新型コロナウイルス感染症拡大による海外調達先の稼働率低下と外食向けの需要減退の影響により、売上高は減少しました。

海外事業については、アンズコフーズ社は、ニュージーランド政府の新型コロナウイルス対策による工場の一時稼働停止等の影響を受けて売上高は減少しました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、842,675百万円と前期に比べて9,774百万円（1.1%）の減収となりました。

### (営業利益)

加工食品事業においては、家庭用商品の販売伸長に加え経費削減等に取り組み、増益となりました。食肉事業においても、在庫の適正化による採算管理を徹底し利益率の改善を進め、採算重視の販売と経費削減に努めたことから、増益となりました。

以上の結果、当連結会計年度の営業利益は、24,018百万円と前期に比べて6,751百万円（39.1%）の増益となりました。

### (経常利益)

営業利益の増益に加え、助成金収入が増加したこと等により、当連結会計年度の経常利益は、27,000百万円と前期に比べて7,465百万円（38.2%）の増益となりました。

### (親会社株主に帰属する当期純利益)

当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益は、経常利益の増益に加え、前期に夢工場において発生した火災事故による損害に対する保険金の受取があったこと等により、20,204百万円と前期に比べて8,764百万円（76.6%）の増益となりました。

### (今後の見通し)

わが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響による購買行動の変化や社会のデジタル化の加速に加え、ESGやSDGsへの関心の高まりなどにより、消費者ニーズや価値観が急速に変化し多様化することが予想されます。

このような状況において、当社グループは、事業環境の変化に適応して強みを発揮していくために「中期経営計画2023」に基づき、統合後の経営基盤・収益基盤を確固たるものとし、新たな市場ニーズへの対応に加え、社会や環境に配慮した取り組みを行い、競争力と成長力を高めてまいります。

次期の連結業績につきましては、原材料価格の上昇に加え、内食需要の高まりが一段落することも予想されることから、売上高8,200億円、営業利益230億円、経常利益250億円、親会社株主に帰属する当期純利益160億円を見込んでおります。

なお、新型コロナウイルス感染症による当社グループへの影響につきましては、巣ごもり消費により家庭用商品の需要が拡大する一方で、国内の外出自粛や海外からの入国制限、大規模イベントの中止により、主に外食向けの業務用商品の需要の減退が継続することが見込まれます。また、店舗事業における出店先の営業自粛による休業や営業時間短縮等の影響、海外調達先の生産停滞による輸入量減少や価格変動の影響も見込まれます。ただし、当社グループの業績に与える影響は軽微であると判断しております。

b. 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

c. 資本の財源及び資金の流動性についての分析

キャッシュ・フローの状況につきましては、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 ②キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

海外子会社及び一部の国内子会社を除く当社グループではキャッシュ・マネジメント・システムを導入し、グループ資金の有効活用を実現しております。

2021年度における運転資金及び設備投資資金の調達は自己資金及び借入金による調達を予定しております。

また、キャッシュ・フローの指標は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度	当連結会計年度
自己資本比率 (%) (注) 1	58.5	62.7
時価ベースの自己資本比率 (%) (注) 2	48.2	54.2
キャッシュ・フロー対有利子負債比率 (年) (注) 3	1.7	1.0
インタレスト・カバレッジ・レシオ (倍) (注) 4	44.7	113.3

(注) 1. 自己資本比率：自己資本／総資産

2. 時価ベースの自己資本比率：株式時価総額／総資産

3. キャッシュ・フロー対有利子負債比率：有利子負債／キャッシュ・フロー

4. インタレスト・カバレッジ・レシオ：キャッシュ・フロー／利払い

\*各指標は、いずれも連結ベースの財務数値により算出しております。

\*株式時価総額は、期末株価終値×期末発行済株式数（自己株式控除後）により算出しております。

\*キャッシュ・フローは連結キャッシュ・フロー計算書の営業活動によるキャッシュ・フローを使用しております。

\*有利子負債は、連結貸借対照表に計上されている負債のうち利子を支払っている全ての負債を対象としております。

\*利払いは、連結キャッシュ・フロー計算書の利息の支払額を使用しております。

#### 4 【経営上の重要な契約等】

当社は2016年4月1日付で、共に連結子会社である伊藤ハム株式会社及び米久株式会社との間で同社に対する経営管理業務に関し、それぞれ「経営管理業務委託契約」を締結しております。

#### 5 【研究開発活動】

当社グループでは、保有する技術、商品開発ノウハウをグループ全体で活用していくため、当社にR&D領域を統括するグループR&D責任者を配置して、スピード感をもって課題解決に取り組む体制を構築しております。

当社グループの研究開発につきましては、基礎研究を当社の中央研究所が中心に行い、全社的な商品開発は伊藤ハム株式会社及び米久株式会社の商品開発部門が中心となり、マーケティング部門と連携をとりながら新商品の企画立案、商品化を推進しております。

研究活動の分野では、中央研究所において、「品質保持技術の高度化」「おいしさ・品質向上の追求」「新ニーズをとらえた基礎技術の開発」の視点からこれらに寄与するテーマへの取り組みを進めております。

「品質保持技術の高度化」では、微生物制御に軸足を置き、工程中の菌の動態を明らかにすべく現場の基礎データの拡充を進めるとともに、分析手法についても検出感度を高めるための改良や、培養によらない菌数測定手法の開発等にも取り組みました。また、これらの研究の製造現場での活用も念頭においた評価・改良に取り組みました。

「おいしさ・品質向上の追求」では、おいしさを向上させる技術開発につながる基礎的研究、工程の諸条件の違いを製品の違いに関連付ける研究、製品のおいしさを客観的に説明するための新たな評価指標づくり等に取り組んだ結果、製品の品位改良につながるいくつかの知見を提供することができ、物性評価方法の改良のみならず、対象物質が多く複雑な「におい」についても、特有の成分の挙動を捉えた独自の評価モデルの構築を進めました。

「新ニーズをとらえた基礎技術の開発」では、健康軸視点からの製品開発アプローチ、味・食感・色調等の改良につながる技術の確立についての研究に取り組み、大豆ミート製品については商品開発部門をサポートし、品質向上につながる基礎的研究を進めました。また「熟成」のメカニズムの研究から得られた知見を製造に生かすことにも継続的に取り組んでおります。

次に商品開発の分野では、グループR&D責任者のもと各社の商品開発部門において、「メーカーブランド強化」「調理加工食品ラインアップ拡大」「中外食、業務用事業の再構築」「市場競争力の強化」をテーマに、お客様・お得意先様への価値ある商品提供を目指して新商品の開発やリニューアルに積極的に取り組んでおります。

また新型コロナウイルス感染症の影響による内食機会の増加や買い置き需要への対応として、「食卓を豊かにするおかず系アイテム」「完結型アイテム」「間食、おつまみ用アイテム」のラインアップ充実に取り組んでおります。

多様化するライフスタイルの中で第3のたんぱく質として注目される大豆ミート関連商品については、2020年に発売した「まるでお肉！」シリーズにバラエティに富んだラインアップを用意し、選ぶ楽しみも提供しております。

なお、当連結会計年度の研究開発費の総額は、1,522百万円であります。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当社グループは、当連結会計年度において11,580百万円の設備投資を実施いたしました。

加工食品事業では、既存生産工場等の合理化、省力化及び設備の更新等で6,182百万円の設備投資を実施いたしました。

食肉事業では、設備の更新等で4,301百万円の設備投資を実施いたしました。

#### 2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

##### (1) 提出会社

重要な設備はありません。

##### (2) 国内子会社

2021年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額						従業員数 (人)
				建物 及び 構築物 (百万円)	機械装置 及び 運搬具 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	リース 資産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	
伊藤ハム㈱	東京工場 (千葉県柏市)	加工食品 事業	加工品 製造設備	1,208	2,376	359 (55,783)	18	40	4,003	275 [326]
伊藤ハム㈱	取手工場 (茨城県 取手市)	加工食品 事業	加工品 製造設備	2,705	2,832	2,697 (70,433)	35	182	8,453	92 [238]
伊藤ハム㈱	豊橋工場 (愛知県 豊橋市)	加工食品 事業	加工品 製造設備	671	1,563	41 (47,600)	39	13	2,329	181 [306]
伊藤ハム㈱ (注)2	西宮工場 (兵庫県 西宮市)	加工食品 事業	加工品 製造設備	553	1,418	80 (41,581)	39	21	2,113	301 [359]
伊藤ハム㈱	六甲工場 (神戸市 東灘区)	加工食品 事業	加工品 製造設備	325	489	1,982 (19,988)	20	7	2,825	102 [58]
米久㈱	富士工場 (静岡県 駿東郡 長泉町)	加工食品 事業	加工品 製造設備	529	453	334 (10,493)	—	23	1,340	75 [95]
米久㈱	ケンコー工場 (静岡県 三島市)	加工食品 事業	加工品製 造設備	374	647	789 (19,050)	—	23	1,834	86 [178]
米久㈱	本社研究開発棟 (静岡県 沼津市)	全社共通	研究開発 設備他	470	76	212 (2,371)	—	309	1,069	310 [28]
伊藤ハムデリー ㈱ (注)3	東北工場 (宮城県 栗原市)	加工食品 事業	加工品 製造設備	1,108	1,187	196 (323,898)	78	253	2,824	298 [296]
伊藤ハムウエスト ㈱ (注)3	九州工場 (佐賀県 三養基郡 基山町)	加工食品 事業	加工品 製造設備	503	976	88 (36,359)	26	28	1,622	228 [244]
伊藤ハム販売㈱ (注)3	横浜営業所 他46営業所	加工食品 事業	販売設備	313	38	1,396 (7,242)	32	14	1,795	352 [87]
サンキョーミート ㈱	有明工場 (鹿児島県 志布志市)	食肉事業	食肉処理 加工設備	2,364	1,418	91 (51,693)	60	37	3,971	201 [87]
米久かがやき㈱	本社工場他 (埼玉県 春日部市)	加工食品 事業	加工品 製造設備	1,913	2,530	3,130 (68,844)	—	179	7,752	285 [394]
米久デリカフーズ ㈱	本社工場他 (静岡県 沼津市)	加工食品 事業	加工品 製造設備	1,474	963	788 (19,229)	—	48	3,274	199 [346]
米久おいしい鶏㈱	本社 (鳥取県 東伯郡 琴浦町)	食肉事業	養鶏・ 食肉加工 設備	2,975	1,082	1,174 (437,679)	—	1,216	6,447	234 [157]

## (3) 在外子会社

2021年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額						従業員数 (人)
				建物 及び 構築物 (百万円)	機械装置 及び 運搬具 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	リース 資産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	
ANZCO FOODS LTD. (注)4	CHRISTCHURCH NEW ZEALAND他	食肉事業	食肉加工 設備等	9,762	5,898	4,776 (16,210千)	1,315	519	22,272	509 [2,223]

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品、生物資産並びに無形固定資産であり、建設仮勘定を含んでおります。なお、金額には消費税等を含めておりません。

2. 国内子会社の伊藤ハム㈱西宮工場には、本社事務所の土地を含めております。

3. 国内子会社の伊藤ハムデリー㈱の建物及び構築物並びに土地、伊藤ハムウエスト㈱及び伊藤ハム販売㈱の建物及び構築物、機械装置及び運搬具並びに土地は、同じく国内子会社の伊藤ハム㈱より賃借している物件を含んでおります。

4. 在外子会社のANZCO FOODS LTD. は、同子会社を含んでおります。

5. 従業員数の[ ]は、臨時従業員数を外書してあります。

## 3 【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。設備計画は原則的に連結会社各社が個別に策定しておりますが、計画策定に当たってはグループ経営会議において提出会社を中心に調整を図っております。

なお、当連結会計年度末現在における主な設備の新設、改修等の計画は次のとおりであります。また、経常的な設備の更新のための除却を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

## (1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

## (2) 重要な設備の改修等

会社名 事業所名	所在地	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
伊藤ハムデリー㈱ 東北工場	宮城県 栗原市	加工食品事業	生産設備の更新 及び改修工事他	900	231	自己資金 及び 借入金	2021年 3月	2022年 3月
米久かがやき㈱ 輝工場他	埼玉県 春日部市 他	〃	〃	1,091	139	〃	2021年 3月	2022年 3月
伊藤ハム㈱ 加工食品事業本部	東京都 目黒区 他	〃	システム統合	1,800	-	〃	2021年 4月	2023年 3月
米久おいしい鶏㈱ 本社他	鳥取県 東伯郡 琴浦町	食肉事業	農場設備等の更新及 び改修工事他	1,857	1,039	〃	2021年 3月	2022年 3月
伊藤ハム㈱ 食肉事業本部	東京都 目黒区 他	〃	システム統合	2,188	688	〃	2020年 4月	2023年 3月
ANZCO FOODS LTD. (注1)	CHRISTCHURCH NEW ZEALAND 他	〃	食肉加工設備等の更 新及び改修工事他	1,711	519	〃	2020年 12月	2021年 12月

(注) 1. ANZCO FOODS LTD. は、同子会社を含んでおります。

2. 上記の金額に消費税等は含めておりません。



#### 第4【提出会社の状況】

##### 1【株式等の状況】

###### (1)【株式の総数等】

###### ①【株式の総数】

種 類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,000,000,000
計	1,000,000,000

###### ②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (2021年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2021年6月23日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	297,355,059	297,355,059	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	297,355,059	297,355,059	—	—

(注)「提出日現在発行数」欄には、2021年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

伊藤ハム㈱が発行した第1回から第8回の新株予約権は、2016年4月1日をもって消滅し、同日当該新株予約権の新株予約権者に対してこれに代わる当社の新株予約権を交付いたしました。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

I 伊藤ハム米久ホールディングス㈱第1回新株予約権

決議年月日	2008年7月11日 (注) 1
付与対象者の区分及び人数(名)	伊藤ハム㈱ 取締役 9名 (注) 2 同 執行役員 12名
新株予約権の数(個) ※	4 (注) 3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 4,000 (注) 4
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1
新株予約権の行使期間 ※	2016年4月1日～2038年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 566 (注) 5 資本組入額 283
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 6
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 7

※ 当事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2021年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1. 伊藤ハム㈱における取締役会決議日であります。
2. 伊藤ハム㈱における取締役会決議当時の付与対象者の区分及び人数であります。
3. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1,000株とする。
4. 当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。  
調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率  
また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。
5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
6. 新株予約権の行使の条件
- ①新株予約権者は、当社、子会社(伊藤ハム㈱及び米久㈱)の取締役のいずれの地位をも喪失した日、または当社、子会社(伊藤ハム㈱及び米久㈱)の執行役員(取締役を兼務するものを含まない)のいずれかの地位を喪失した日、または執行役員が取締役に就任した日の翌日から10日以内に、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、執行役員が在籍している会社に籍を残したまま出向し、出向先の当社、子会社の取締役及び執行役員の地位を喪失した場合を除く。
- ②上記①に係らず、新株予約権者が2037年7月31日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合は、2037年8月1日から2038年7月31日までの期間内に限り、新株予約権を行使することができる。
- ③新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記④の契約に定めるところによる。
- ④その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

7. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記<新株予約権の行使期間>に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記<新株予約権の行使期間>に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑦ 新株予約権の行使の条件

上記6. に準じて決定する。

⑧ 再編対象会社による新株予約権の取得事由

下記8. に準じて決定する。

8. 新株予約権の取得事由及び条件

① 当社は、新株予約権者が上記6. の権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合又は権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

② 新株予約権者が新株予約権割当契約の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

## II 伊藤ハム米久ホールディングス(株)第2回新株予約権

決議年月日	2009年7月17日 (注)1
付与対象者の区分及び人数(名)	伊藤ハム(株) 取締役 9名 (注)2 同 執行役員 11名
新株予約権の数(個) ※	4 (注)3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 4,000 (注)4
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1
新株予約権の行使期間 ※	2016年4月1日～2039年8月3日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 299 (注)5 資本組入額 150
新株予約権の行使の条件 ※	(注)6
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)7

※ 当事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2021年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注)1. 伊藤ハム(株)における取締役会決議日であります。
2. 伊藤ハム(株)における取締役会決議当時の付与対象者の区分及び人数であります。
3. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1,000株とする。
4. 当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。  
調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率  
また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。
5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
6. 新株予約権の行使の条件
- ①新株予約権者は、当社、子会社(伊藤ハム(株)及び米久(株))の取締役のいずれの地位をも喪失した日、または当社、子会社(伊藤ハム(株)及び米久(株))の執行役員(取締役を兼務するものを含まない)のいずれかの地位を喪失した日、または執行役員が取締役に就任した日の翌日から10日以内に、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、執行役員が在籍している会社に籍を残したまま出向し、出向先の当社、子会社の取締役及び執行役員の地位を喪失した場合を除く。
- ②上記①に係らず、新株予約権者が2038年8月3日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合は、2038年8月4日から2039年8月3日までの期間内に限り、新株予約権を行使することができる。
- ③新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記④の契約に定めるところによる。
- ④その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

7. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

上記<新株予約権の行使期間>に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記<新株予約権の行使期間>に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑦新株予約権の行使の条件

上記6. に準じて決定する。

⑧再編対象会社による新株予約権の取得事由

下記8. に準じて決定する。

8. 新株予約権の取得事由及び条件

①当社は、新株予約権者が上記6. の権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合又は権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

②新株予約権者が新株予約権割当契約の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

### Ⅲ 伊藤ハム米久ホールディングス(株)第3回新株予約権

決議年月日	2010年7月16日 (注)1
付与対象者の区分及び人数(名)	伊藤ハム(株) 取締役 9名 (注)2 同 執行役員 8名
新株予約権の数(個) ※	8 (注)3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 8,000 (注)4
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1
新株予約権の行使期間 ※	2016年4月1日～2040年8月2日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 304 (注)5 資本組入額 152
新株予約権の行使の条件 ※	(注)6
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)7

※ 当事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2021年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注)1. 伊藤ハム(株)における取締役会決議日であります。
2. 伊藤ハム(株)における取締役会決議当時の付与対象者の区分及び人数であります。
3. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1,000株とする。
4. 当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。  
調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率  
また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。
5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
6. 新株予約権の行使の条件
- ①新株予約権者は、当社、子会社(伊藤ハム(株)及び米久(株))の取締役のいずれの地位をも喪失した日、または当社、子会社(伊藤ハム(株)及び米久(株))の執行役員(取締役を兼務するものを含まない)のいずれかの地位を喪失した日、または執行役員が取締役に就任した日の翌日から10日以内に、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、執行役員が在籍している会社に籍を残したまま出向し、出向先の当社、子会社の取締役及び執行役員の地位を喪失した場合を除く。
- ②上記①に係らず、新株予約権者が2039年8月2日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合は、2039年8月3日から2040年8月2日までの期間内に限り、新株予約権を行使することができる。
- ③新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記④の契約に定めるところによる。
- ④その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

7. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

上記<新株予約権の行使期間>に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記<新株予約権の行使期間>に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑦新株予約権の行使の条件

上記6. に準じて決定する。

⑧再編対象会社による新株予約権の取得事由

下記8. に準じて決定する。

8. 新株予約権の取得事由及び条件

①当社は、新株予約権者が上記6. の権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合又は権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

②新株予約権者が新株予約権割当契約の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

IV 伊藤ハム米久ホールディングス㈱第4回新株予約権

決議年月日	2011年7月15日 (注)1
付与対象者の区分及び人数(名)	伊藤ハム㈱ 取締役 6名 (注)2 同 執行役員 6名
新株予約権の数(個) ※	8 (注)3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 8,000 (注)4
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1
新株予約権の行使期間 ※	2016年4月1日～2041年8月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 297 (注)5 資本組入額 149
新株予約権の行使の条件 ※	(注)6
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)7

※ 当事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2021年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注)1. 伊藤ハム㈱における取締役会決議日であります。
2. 伊藤ハム㈱における取締役会決議当時の付与対象者の区分及び人数であります。
3. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1,000株とする。
4. 当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。  
調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率  
また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。
5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
6. 新株予約権の行使の条件
- ①新株予約権者は、当社、子会社(伊藤ハム㈱及び米久㈱)の取締役のいずれの地位をも喪失した日、または当社、子会社(伊藤ハム㈱及び米久㈱)の執行役員(取締役を兼務するものを含まない)のいずれかの地位を喪失した日、または執行役員が取締役に就任した日の翌日から10日以内に、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、執行役員が在籍している会社に籍を残したまま出向し、出向先の当社、子会社の取締役及び執行役員の地位を喪失した場合を除く。
- ②上記①に係らず、新株予約権者が2040年8月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合は、2040年8月2日から2041年8月1日までの期間内に限り、新株予約権を行使することができる。
- ③新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記④の契約に定めるところによる。
- ④その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。



7. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

上記<新株予約権の行使期間>に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記<新株予約権の行使期間>に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑦新株予約権の行使の条件

上記6. に準じて決定する。

⑧再編対象会社による新株予約権の取得事由

下記8. に準じて決定する。

8. 新株予約権の取得事由及び条件

①当社は、新株予約権者が上記6. の権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合又は権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

②新株予約権者が新株予約権割当契約の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

V 伊藤ハム米久ホールディングス㈱第5回新株予約権

決議年月日	2012年7月20日 (注)1
付与対象者の区分及び人数(名)	伊藤ハム㈱ 取締役 6名 (注)2 同 執行役員 6名
新株予約権の数(個) ※	8 (注)3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 8,000 (注)4
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1
新株予約権の行使期間 ※	2016年4月1日～2042年8月6日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 307 (注)5 資本組入額 154
新株予約権の行使の条件 ※	(注)6
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)7

※ 当事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2021年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注)1. 伊藤ハム㈱における取締役会決議日であります。
2. 伊藤ハム㈱における取締役会決議当時の付与対象者の区分及び人数であります。
3. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1,000株とする。
4. 当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。  
調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率  
また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。
5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
6. 新株予約権の行使の条件
- ①新株予約権者は、当社、子会社(伊藤ハム㈱及び米久㈱)の取締役のいずれの地位をも喪失した日、または当社、子会社(伊藤ハム㈱及び米久㈱)の執行役員(取締役を兼務するものを含まない)のいずれかの地位を喪失した日、または執行役員が取締役に就任した日の翌日から10日以内に、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、執行役員が在籍している会社に籍を残したまま出向し、出向先の当社、子会社の取締役及び執行役員の地位を喪失した場合を除く。
- ②上記①に係らず、新株予約権者が2041年8月6日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合は、2041年8月7日から2042年8月6日までの期間内に限り、新株予約権を行使することができる。
- ③新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記④の契約に定めるところによる。
- ④その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

7. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

上記<新株予約権の行使期間>に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記<新株予約権の行使期間>に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑦新株予約権の行使の条件

上記6. に準じて決定する。

⑧再編対象会社による新株予約権の取得事由

下記8. に準じて決定する。

8. 新株予約権の取得事由及び条件

①当社は、新株予約権者が上記6. の権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合又は権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

②新株予約権者が新株予約権割当契約の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

VI 伊藤ハム米久ホールディングス(株)第6回新株予約権

決議年月日	2013年7月22日 (注)1
付与対象者の区分及び人数(名)	伊藤ハム(株) 取締役 7名 (注)2 同 執行役員 5名
新株予約権の数(個) ※	8 (注)3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 8,000 (注)4
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1
新株予約権の行使期間 ※	2016年4月1日～2043年8月7日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 396 (注)5 資本組入額 198
新株予約権の行使の条件 ※	(注)6
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)7

※ 当事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2021年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注)1. 伊藤ハム(株)における取締役会決議日であります。
2. 伊藤ハム(株)における取締役会決議当時の付与対象者の区分及び人数であります。
3. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1,000株とする。
4. 当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。  
調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率  
また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。
5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
6. 新株予約権の行使の条件
- ①新株予約権者は、当社、子会社(伊藤ハム(株)及び米久(株))の取締役のいずれの地位をも喪失した日、または当社、子会社(伊藤ハム(株)及び米久(株))の執行役員(取締役を兼務するものを含まない)のいずれかの地位を喪失した日、または執行役員が取締役に就任した日の翌日から10日以内に、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、執行役員が在籍している会社に籍を残したまま出向し、出向先の当社、子会社の取締役及び執行役員の地位を喪失した場合を除く。
- ②上記①に係らず、新株予約権者が2042年8月7日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合は、2042年8月8日から2043年8月7日までの期間内に限り、新株予約権を行使することができる。
- ③新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記④の契約に定めるところによる。
- ④その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

7. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記<新株予約権の行使期間>に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記<新株予約権の行使期間>に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑦ 新株予約権の行使の条件

上記6. に準じて決定する。

⑧ 再編対象会社による新株予約権の取得事由

下記8. に準じて決定する。

8. 新株予約権の取得事由及び条件

① 当社は、新株予約権者が上記6. の権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合又は権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

② 新株予約権者が新株予約権割当契約の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

Ⅶ 伊藤ハム米久ホールディングス㈱第7回新株予約権

決議年月日	2014年7月18日 (注)1
付与対象者の区分及び人数(名)	伊藤ハム㈱ 取締役 6名 (注)2 同 執行役員 3名
新株予約権の数(個) ※	8 (注)3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 8,000 (注)4
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1
新株予約権の行使期間 ※	2016年4月1日～2044年8月4日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 415 (注)5 資本組入額 208
新株予約権の行使の条件 ※	(注)6
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)7

※ 当事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2021年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注)1. 伊藤ハム㈱における取締役会決議日であります。
2. 伊藤ハム㈱における取締役会決議当時の付与対象者の区分及び人数であります。
3. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1,000株とする。
4. 当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。  
調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率  
また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。
5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
6. 新株予約権の行使の条件
- ①新株予約権者は、当社、子会社(伊藤ハム㈱及び米久㈱)の取締役のいずれの地位をも喪失した日、または当社、子会社(伊藤ハム㈱及び米久㈱)の執行役員(取締役を兼務するものを含まない)のいずれかの地位を喪失した日、または執行役員が取締役に就任した日の翌日から10日以内に、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、執行役員が在籍している会社に籍を残したまま出向し、出向先の当社、子会社の取締役及び執行役員の地位を喪失した場合を除く。
- ②上記①に係らず、新株予約権者が2043年8月4日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合は、2043年8月5日から2044年8月4日までの期間内に限り、新株予約権を行使することができる。
- ③新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記④の契約に定めるところによる。
- ④その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

7. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記<新株予約権の行使期間>に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記<新株予約権の行使期間>に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑦ 新株予約権の行使の条件

上記6. に準じて決定する。

⑧ 再編対象会社による新株予約権の取得事由

下記8. に準じて決定する。

8. 新株予約権の取得事由及び条件

① 当社は、新株予約権者が上記6. の権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合又は権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

② 新株予約権者が新株予約権割当契約の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

Ⅷ 伊藤ハム米久ホールディングス㈱第8回新株予約権

決議年月日	2015年7月17日 (注)1
付与対象者の区分及び人数(名)	伊藤ハム㈱ 取締役 5名 (注)2 同 執行役員 7名
新株予約権の数(個) ※	11 (注)3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 11,000 (注)4
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1
新株予約権の行使期間 ※	2016年4月1日～2045年8月3日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 654 (注)5 資本組入額 327
新株予約権の行使の条件 ※	(注)6
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)7

※ 当事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2021年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注)1. 伊藤ハム㈱における取締役会決議日であります。
2. 伊藤ハム㈱における取締役会決議当時の付与対象者の区分及び人数であります。
3. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1,000株とする。
4. 当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。  
調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率  
また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。
5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
6. 新株予約権の行使の条件
- ①新株予約権者は、当社、子会社(伊藤ハム㈱及び米久㈱)の取締役のいずれの地位をも喪失した日、または当社、子会社(伊藤ハム㈱及び米久㈱)の執行役員(取締役を兼務するものを含まない)のいずれかの地位を喪失した日、または執行役員が取締役に就任した日の翌日から10日以内に、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、執行役員が在籍している会社に籍を残したまま出向し、出向先の当社、子会社の取締役及び執行役員の地位を喪失した場合を除く。
- ②上記①に係らず、新株予約権者が2044年8月3日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合は、2044年8月4日から2045年8月3日までの期間内に限り、新株予約権を行使することができる。
- ③新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記④の契約に定めるところによる。
- ④その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。



7. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

上記<新株予約権の行使期間>に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記<新株予約権の行使期間>に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑦新株予約権の行使の条件

上記6. に準じて決定する。

⑧再編対象会社による新株予約権の取得事由

下記8. に準じて決定する。

8. 新株予約権の取得事由及び条件

①当社は、新株予約権者が上記6. の権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合又は権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

②新株予約権者が新株予約権割当契約の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

## IX 伊藤ハム米久ホールディングス(株)第9回新株予約権

決議年月日	2016年7月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2名 当社子会社の取締役及び執行役員 26名
新株予約権の数(個) ※	480 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 48,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1
新株予約権の行使期間 ※	2016年8月9日～2046年8月8日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 912 (注)3 資本組入額 456
新株予約権の行使の条件 ※	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)5

※ 当事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2021年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注)1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株とする。
2. 当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。  
調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率  
また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。
3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 新株予約権の行使の条件
- ①新株予約権者は、当社、子会社(伊藤ハム(株)及び米久(株))の取締役のいずれの地位をも喪失した日、または当社、子会社(伊藤ハム(株)及び米久(株))の執行役員(取締役を兼務するものを含まない)のいずれかの地位を喪失した日、または執行役員が取締役に就任した日の翌日から10日以内に、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、執行役員が在籍している会社に籍を残したまま出向し、出向先の当社、子会社の取締役及び執行役員の地位を喪失した場合を除く。
- ②上記①に係らず、新株予約権者が2045年8月8日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合は、2045年8月9日から2046年8月8日までの期間内に限り、新株予約権を行使することができる。
- ③新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記④の契約に定めるところによる。
- ④その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

5. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記<新株予約権の行使期間>に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記<新株予約権の行使期間>に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑦ 新株予約権の行使の条件

上記4. に準じて決定する。

⑧ 再編対象会社による新株予約権の取得事由

下記6. に準じて決定する。

6. 新株予約権の取得事由及び条件

① 当社は、新株予約権者が上記4. の権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合又は権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

② 新株予約権者が新株予約権割当契約の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

X 伊藤ハム米久ホールディングス(株)第10回新株予約権

決議年月日	2017年7月21日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2名 当社子会社の取締役及び執行役員 26名
新株予約権の数(個) ※	670 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 67,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1
新株予約権の行使期間 ※	2017年8月8日～2047年8月7日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 947 (注) 3 資本組入額 474
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 5

※ 当事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2021年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株とする。
2. 当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。  
調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率  
また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。
3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 新株予約権の行使の条件
- ①新株予約権者は、当社、子会社(伊藤ハム(株)及び米久(株))の取締役のいずれの地位をも喪失した日、または当社、子会社(伊藤ハム(株)及び米久(株))の執行役員(取締役を兼務するものを含まない)のいずれかの地位を喪失した日、または執行役員が取締役に就任した日の翌日から10日以内に、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、執行役員が在籍している会社に籍を残したまま出向し、出向先の当社、子会社の取締役及び執行役員の地位を喪失した場合を除く。
- ②上記①に係らず、新株予約権者が2046年8月7日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合は、2046年8月8日から2047年8月7日までの期間内に限り、新株予約権を行使することができる。
- ③新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記④の契約に定めるところによる。
- ④その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

5. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記<新株予約権の行使期間>に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記<新株予約権の行使期間>に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑦ 新株予約権の行使の条件

上記4. に準じて決定する。

⑧ 再編対象会社による新株予約権の取得事由

下記6. に準じて決定する。

6. 新株予約権の取得事由及び条件

① 当社は、新株予約権者が上記4. の権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合又は権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

② 新株予約権者が新株予約権割当契約の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2016年4月1日 (注1)	297,347,059	297,347,059	30,000	30,000	7,500	7,500
2017年4月1日～ 2018年3月31日 (注2)	8,000	297,355,059	3	30,003	3	7,503

(注) 1. 発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加は、2016年4月1日付で伊藤ハム㈱と米久㈱の共同株式移転の方法により当社が設立されたことによるものであります。

2. 新株予約権の権利行使による増加であります。

(5) 【所有者別状況】

2021年3月31日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	32	28	316	227	29	46,736	47,368	—
所有株式数 (単元)	—	480,171	14,306	1,534,415	255,031	455	686,989	2,971,367	218,359
所有株式数の 割合 (%)	—	16.16	0.48	51.64	8.58	0.02	23.12	100.00	—

(注) 1. 自己株式4,616,157株は、「個人その他」に46,161単元、「単元未満株式の状況」に57株含まれております。

2. 「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には、証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ4単元及び44株含まれております。

## (6) 【大株主の状況】

2021年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
三菱商事株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目3-1	115,779	39.55
株式会社日本カストディ銀行	東京都中央区晴海1丁目8-12	17,396	5.94
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	東京都港区浜松町2丁目11-3	13,921	4.75
公益財団法人伊藤記念財団	東京都目黒区三田1丁目6-21	12,000	4.09
エス企画株式会社	兵庫県西宮市鳴尾浜1丁目22-13	10,279	3.51
公益財団法人伊藤文化財団	兵庫県神戸市灘区備後町3丁目2-1	6,200	2.11
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1-2	4,803	1.64
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5-5	3,152	1.07
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7-1	3,151	1.07
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6-6	2,749	0.93
計	—	189,432	64.71

- (注) 1. 株式会社日本カストディ銀行、日本マスタートラスト信託銀行株式会社の所有株式数全ては、信託業務に係るものであります。
2. 公益財団法人伊藤記念財団は、伊藤ハム㈱の故創業者伊藤傳三が、その私財を寄付することにより食肉に関する研究及び調査を行い、畜産業及び食品産業の振興と国民食生活の安定に資することを目的として設立された公益法人であります。
3. 公益財団法人伊藤文化財団は、伊藤ハム㈱の故創業者伊藤傳三が、その私財を寄付することにより兵庫県民の芸術文化に関する知識及び教養の普及向上に寄与することを目的として設立された公益法人であります。
4. 株式会社みずほ銀行の所有株式数のうち退職給付信託に係る株式が1,260千株含まれております。
5. 2021年3月15日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ及びその共同保有者である株式会社三菱UFJ銀行及び三菱UFJ信託銀行株式会社及び三菱UFJ国際投信株式会社が2021年3月8日現在で以下のとおり当社の株式を保有している旨が記載されておりますが、このうち三菱UFJ信託銀行株式会社については当社として2021年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7-1	3,151	1.06
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4-5	7,898	2.66
三菱UFJ国際投信株式会社	東京都千代田区有楽町1丁目12-1	701	0.24
計	—	11,750	3.95

## (7) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

2021年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 4,616,100	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 292,520,600	2,925,206	—
単元未満株式	普通株式 218,359	—	1 単元 (100株) 未満の株式
発行済株式総数	297,355,059	—	—
総株主の議決権	—	2,925,206	—

(注) 1. 「完全議決権株式 (その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が400株 (議決権4個) 含まれております。

2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式57株及び証券保管振替機構名義の株式44株が含まれております。

## ② 【自己株式等】

2021年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
伊藤ハム米久 ホールディングス株式会社	東京都目黒区三田1丁目 6番21号	4,616,100	—	4,616,100	1.55
計	—	4,616,100	—	4,616,100	1.55



## 2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号及び会社法第155条第7号による普通株式の取得

### (1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2)【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2020年5月8日)での決議状況 (取得期間2020年5月11日～2021年3月31日)	2,000,000	2,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	2,000,000	1,478,000,000
残存決議株式の総数及び価額の総額	—	522,000,000
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	—	26.1
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合(%)	—	26.1

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2021年5月10日)での決議状況 (取得期間2021年5月11日～2022年3月31日)	1,000,000	1,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	—	—
残存決議株式の総数及び価額の総額	—	—
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	—	—
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合(%)	100.0	100.0

(注) 当期間における取得自己株式には、2021年6月1日から有価証券報告書提出日までに取得した株式数は含まれておりません。

### (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	1,122	768,570
当期間における取得自己株式	107	77,020

(注) 当期間における取得自己株式には、2021年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。

### (4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(新株予約権の権利行使)	—	—	—	—
その他(譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分)	179,411	147,240,591	—	—
保有自己株式数	4,616,157	—	4,616,264	—

(注) 1. 当期間の株式数ならびに処分価額の総額には、2021年6月1日からこの有価証券報告書提出日までに新株予約権の権利行使により処分されたものは含まれておりません。

2. 当期間における保有自己株式数には、2021年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの取締役会決議による取得及び単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。また、新株予約権の権利行使により処分された株式は除かれておりません。

### 3 【配当政策】

当社は、株主への利益還元を重要な経営課題と位置付けており、配当については、連結業績、財務状況並びに将来の事業展開等を総合的に判断し、安定的な配当の継続を基本方針としております。

当事業年度の期末配当につきましては、上記方針に基づき1株当たり21円の配当を実施しました。

また、2021年度からスタートした『中期経営計画2023』において、財務健全性と資本効率性を勘案した株主還元策を行い、株主価値の最大化を図るため、配当性向については、30～50%の範囲で、40%を目途に安定的に増配することを目指しており、2022年3月期の期末配当につきましては、2021年3月期から1円増配し、1株当たり22円を見込んでおります。

なお、当社は、中間配当ができる旨を定款で定めておりますが、現在年間を通しての配当とさせていただいております。また、会社法第459条第1項の規定に基づき取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款で定めております。

内部留保資金につきましては、長期的展望に立ち持続的な成長を実現するために有効投資し、企業価値の向上に努めてまいります。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2021年5月20日 取締役会決議	6,147	21

## 4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

#### ①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社におけるコーポレート・ガバナンスとは、「グループ理念」「ビジョン」「行動指針」に基づき、企業として社会的責任（CSR）を十分に果たすために、また、すべてのステークホルダーから信頼を得るために、当社グループ全体に監督・監視など内部統制機能を充実させた経営組織体制を整備し、的確な経営の意思決定とスピーディな業務執行を行うことをいいます。

当社は、この基本的な考え方に基づき、コーポレート・ガバナンス基本方針を制定し、中長期的な企業価値向上のために、コーポレート・ガバナンスを確実に実現し、透明性の高い経営を目指しております。

#### ② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、監査役会設置会社を採用し、複数の社外取締役及び社外監査役を選任しております。社外取締役は、各専門分野の見識と豊富な経験等を活用し、一般株主と利益相反が生じない独立した立場からの経営判断を受けることで、取締役会の監督機能強化を図っております。社外監査役は、監査体制の独立性を高め、客観的な立場から監査意見を表明することで、当社の企業統治の有効性に大きく寄与しているものと考えております。

##### a. 取締役会

当社の取締役は6名で、うち2名が社外取締役であります。取締役会は月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を適時に開催しております。取締役会では経営上の重要な事項に関する意思決定や方針決定及び業務執行状況の監督を行っております。

2020年度の開催回数は13回、取締役の出席率は99%、監査役の出席率は100%でした。

##### b. 指名諮問委員会

取締役、監査役、執行役員候補者決定プロセスの透明性及び客観性を確保するため、指名諮問委員会を設置しております。指名諮問委員会は、3名の委員（うち独立社外取締役2名）で構成され、取締役会の諮問機関として、以下の事項について審議し、取締役会に助言・提言を行っております。

- (1) 当社、伊藤ハム株式会社、米久株式会社（以下、本項目において当社グループという。）の取締役、監査役、執行役員の選任及び解任に関する事項
- (2) 当社グループの取締役、監査役、執行役員の選任及び解任に関する基本方針、規則及び手続等の制定、変更、廃止に関する事項
- (3) その他、取締役候補者、監査役候補者の選任及び取締役、監査役の解任に関して指名諮問委員会が必要と認めた事項

提出日現在における指名諮問委員会の構成は、次のとおりです。

委員長（議長）	伊藤 勝弘	（取締役常務執行役員）
委員	伊藤 綾	（独立社外取締役）
委員	大坂 祐希枝	（独立社外取締役）

なお、2020年度の開催回数は2回、委員の出席率は100%でした。

##### c. 報酬諮問委員会

取締役及び執行役員の報酬決定プロセスの透明性及び客観性を確保するため、報酬諮問委員会を設置しております。報酬諮問委員会は、3名の委員（うち独立社外取締役2名）で構成され、取締役会の諮問機関として、以下の事項について審議し、取締役会に助言・提言を行っております。

- (1) 当社、伊藤ハム株式会社、米久株式会社（以下、本項目において当社グループという。）の取締役及び執行役員の報酬制度（基本報酬、業績報酬、譲渡制限付株式等）に関する事項
- (2) 当社グループの取締役及び執行役員の業績連動（経営指標、目標値、変動幅等）に関する事項
- (3) 当社グループの取締役及び執行役員の報酬水準（競合他社との比較）に関する事項

提出日現在における報酬諮問委員会の構成は、次のとおりです。

委員長（議長）	伊藤 勝弘	（取締役常務執行役員）
委員	伊藤 綾	（独立社外取締役）
委員	大坂 祐希枝	（独立社外取締役）

なお、2020年度の開催回数は3回、委員の出席率は100%でした。

d. ガバナンス委員会

取締役会の実効性を高めることによりコーポレート・ガバナンス体制とその運用を強化することに資するためガバナンス委員会を設置しております。

ガバナンス委員会は、3名の委員（うち独立社外取締役2名）で構成され、取締役会の諮問機関として、取締役会の実効性評価について審議し、取締役会に対して助言・提言を行っております。

提出日現在におけるガバナンス委員会の構成は、次のとおりです。

委員長（議長） 伊藤 勝弘（取締役常務執行役員）

委員 伊藤 綾（独立社外取締役）

委員 大坂 祐希枝（独立社外取締役）

なお、2020年度の開催回数は2回、委員の出席率は100%でした。

e. サステナビリティ委員会

サステナビリティ活動を推進していくにあたり、その目標、計画を立案し、進捗状況をモニタリングするため、サステナビリティ委員会を設置しております。サステナビリティ委員会は、取締役会の諮問機関として、以下の事項について審議いたします。

- (1) サステナビリティ経営の基本方針及び推進活動の基本計画、戦略の立案
- (2) サステナビリティ経営推進のためのマテリアリティ（重要課題）の策定
- (3) マテリアリティに対するKPI（主要取組み指標）の設定と進捗モニタリング

f. グループ経営会議

取締役会に次ぐ審議・討議機関として、グループ経営会議を設置しております。グループ経営会議は社外取締役を除く取締役、常勤監査役、社長室長その他グループ経営会議の議長が指名する者から構成されております。グループ経営会議は月2回の定例のほか、必要に応じて適時に開催しております。グループ経営会議では当社グループの経営戦略及び重要事案に関する報告・審議・検討を行っております。

g. 監査役及び監査役会

当社の監査役は4名で、常勤監査役2名、社外監査役2名の体制となっております。監査役は取締役会や社内の重要会議に出席するほか、取締役及び使用人から業務執行について直接聴取を実施するなど、十分な監査を行っております。また、会計監査人からも監査計画及び結果について、適宜報告を受け、意見交換をするなど緊密な連携のもと監査を進めております。監査役会は、毎月定期的に開催され、取締役会付議事項等重要事項の検討を行っております。なお、社外監査役市川一郎氏は公認会計士の資格を、社外監査役梅林啓氏は弁護士資格を有しております。

h. 責任限定契約の概要

当社は各社外取締役及び各監査役との間に、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任額は同法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

i. 補償契約の概要

当社は各取締役及び各監査役との間に、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令で定める範囲において当社が補償することとしております。

当該契約では、当社が当該役員に対して損害賠償請求を迫る場合は補償の対象外とすることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じています。

また、各役員との補償契約の締結については、社外取締役全員の同意を得ております。

j. コンプライアンス体制

当社は、当社グループの役員をはじめ全従業員のコンプライアンスに対するさらなる意識向上、並びに実践の企業風土を徹底浸透させるとともに、コンプライアンス体制の強化・拡充を図っております。コンプライアンス担当役員を委員長としたコンプライアンス委員会を設置し、当社グループの食品安全、コンプライアンス、リーガルリスクに係る管理状況を定期的に確認し、運用状況を独立的に評価することを通じて、当社グループの内部統制機能を強化しております。同委員会は、必要に応じて、取締役会等に対して改善を求めることができるものとしております。また、グループ会社にコンプライアンスに係る会議体を設け、コンプライアンスに関する課題・問題を共有しながら、取組みの水平展開を図っております。更に、グループ会社従業員を対象とした「相談窓口」を社内及び社外に設け、コンプライアンスを最優先とした経営の強化を

図っております。

#### k. 情報開示

当社は、会社法、金融商品取引法その他の適用ある法令並びに東京証券取引所が定める規則の遵守はもとより、内部統制システム、法令遵守等に関する当社の方針を決定し、適時適切に開示いたします。

ステークホルダーにとって重要な情報（上記情報、非財務情報を含む）について、ニュースリリース、ウェブサイトでの掲載及び説明会の開催等のIR・広報活動を実施し、公正、詳細、平易な方法によって、迅速に開示いたします。

#### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

取締役会において決議した内部統制システム基本方針は、次のとおりです。

伊藤ハム米久ホールディングス株式会社（以下「当社」という。）は、グループ理念、ビジョン及び行動指針のもと、当社及び当社の子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という。）の業務の適正を確保するため、以下の体制を整備・運用する。

##### イ. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社グループは、当社グループのコンプライアンスを具体化したコンプライアンス行動基準を掲げ、教育・研修等を通じて周知し、コンプライアンスの徹底を図る。
- (2) 当社グループは、コンプライアンス担当役員、コンプライアンス委員会及び法務・コンプライアンス部を設置し、当社グループのコンプライアンス全般の管理・監督を行うとともに、問題の未然防止や疑義のある事案の是正及び再発防止策を検討・指導・実施する。
- (3) 当社グループは、コンプライアンスに関する内部通報制度として社内相談窓口、社外相談窓口を設け、内部通報規程により、適切な運用を行う。なお、通報者の希望により匿名性を確保するとともに、通報者に対し不利益な取扱いを行わない。
- (4) 当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした姿勢に徹し、一切関係を持たない。反社会的勢力対応マニュアルにて、経営活動への関与や被害を防止するための基本方針を定める。

##### ロ. 取締役の職務の執行にかかわる情報の保存及び管理に関する体制

当社グループは、文書取扱いの定めに従い、文書の保存媒体に応じて適切かつ確実に保存、管理する体制を整備・運用する。

##### ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社グループは、事業活動にかかわるリスクを認識し、社会から長期的信頼・信用を持続的に確保するためのリスク管理を徹底する。ここでいうリスクとは、重大な事件、事故、災害等に起因する問題の発生及び社会情勢等外的要因の変化により企業経営又は事業活動が重大な損失を被るか、社会一般に影響を及ぼしかねないと予測される事態をいう。
- (2) 当社グループは、危機管理室を設置し、大規模な事故、災害等による当社グループの従業員の生命の安全、及び当社グループの事業活動継続に深刻な支障をきたすリスクに対応する体制を整備・運用する。
- (3) 当社グループは、危機管理規程に基づき、危機管理体制を整備・運用する。また、当社グループの緊急事態には、危機管理委員会を設置し、支障・損害とその影響の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。

##### ニ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

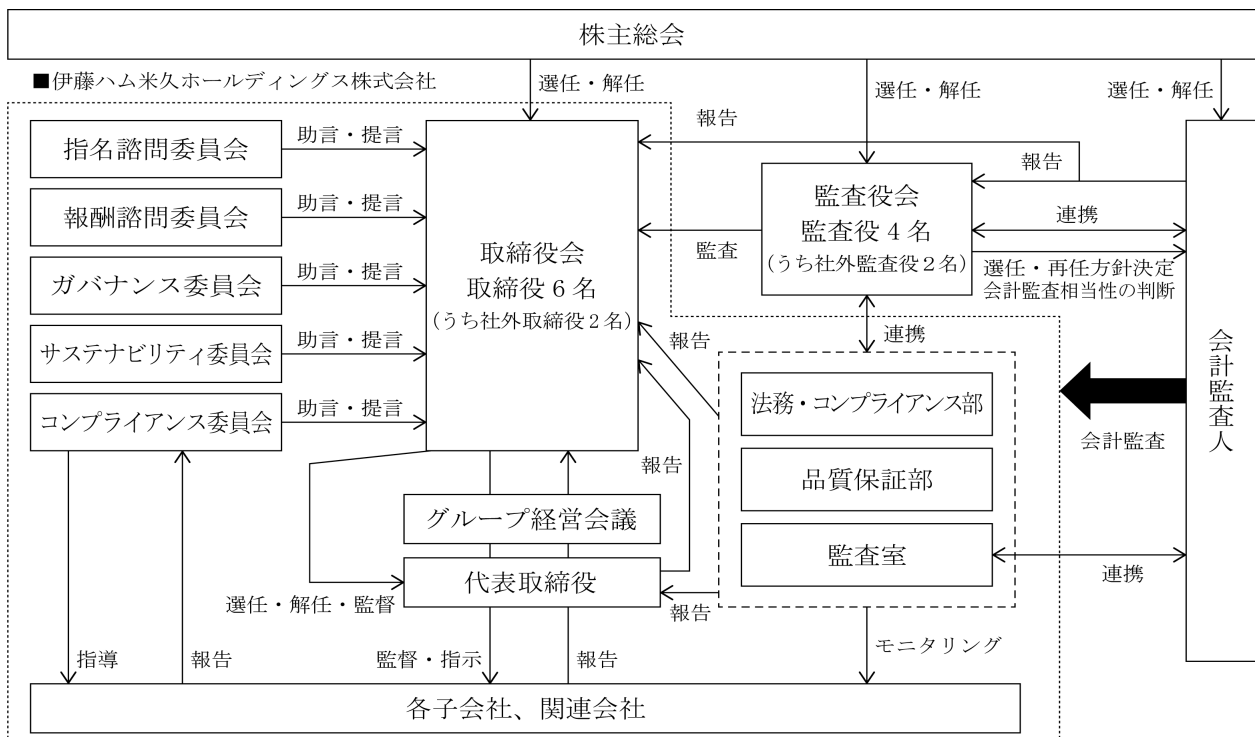
- (1) 当社は、当社グループの経営方針、経営計画及び経営戦略と目標策定にかかわる業務執行決定機関として、取締役会を定例開催する。また、必要に応じ適宜、臨時に開催する。
- (2) 当社は、取締役会に次ぐ審議・討議機関として、取締役（社外を除く。）を主要構成員とするグループ経営会議を設置し、当社グループの経営戦略及び重要事案に関する報告・審議・討議を行う。
- (3) 当社は、執行役員制度を導入し、取締役及び執行役員間の職務分掌を明確化する。  
執行役員は、当社グループ各領域において職務を執行し、その執行状況を取締役会に報告する。
- (4) 当社は、独立社外取締役を複数名選任することで、取締役及び執行役員の職務執行を監督する。

##### ホ. 業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社グループは、業務の適正を確保するため、内部統制システムについて、適切に整備・運用する。
- (2) 当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告にかかわる内部統制システムについて、適切に整備・運用する。

- (3) 監査室は、当社グループ各部門の内部統制システムの整備・運用状況を監査し、被監査部門への指摘及び改善・是正の指導を行う。監査結果と指摘、指導事項は、速やかに代表取締役、取締役、監査役に報告する。
- (4) 当社は、子会社各社における業務の適正を確保するため、子会社の管理規程を定める。子会社は、この定めに従い、重要事項等の当社への事前承認及び報告が行われる体制を整備・運用する。
- (5) 当社は、当社の役員を子会社に取締役又は監査役として派遣し、業務の執行を監督又は監査する。
- へ. 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に対する体制
- 当社は、子会社各社を管掌する部門を定め、管掌部門と子会社間において、重要事項等に関する協議、情報の共有、指示・要請の伝達が行われる体制を整備・運用する。
- ト. 監査役を補助すべき使用人に関する体制
- (1) 当社は、監査役との協議に基づき、監査役を補助する使用人（以下「監査役スタッフ」という。）を任命する。
- (2) 当社は、監査役スタッフの任命、異動、評価等の人事にかかわる決定には、監査役の同意を得なければならない。
- (3) 監査役スタッフは、監査役の指揮命令のもとに監査役の職務を補助し、その職務を遂行するにあたり、取締役その他の業務執行組織の指揮・命令を受けない。
- チ. 監査役を監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 当社グループの取締役及び使用人は、その経営に影響を与える重要な事項については、遅滞なく当社の監査役に報告する。また、監査役から情報の提供を求められた場合、これに応じる。
- (2) 監査室は、当社グループの内部監査結果を監査役に報告する。また、法務・コンプライアンス部は、通報窓口の相談・通報事案、社内不祥事、法令違反事案を監査役に報告する。
- (3) 当社グループは、当社の監査役に対して上記各号の報告をした者について、希望により匿名性を確保するとともに、報告者に対し不利益な取扱いを行わない。
- (4) 当社は、監査役が弁護士、公認会計士その他専門家に助言を求める費用を負担する。また、監査役からの請求により、職務執行について生ずる費用の前払又は償還に応じる。
- (5) 当社は、取締役会、グループ経営会議等の重要な会議への監査役の出席を確保する。また、監査役が取締役、会計監査人と定期的に会社経営に関する意見交換を行う機会を確保する。

提出日現在における当社のコーポレート・ガバナンス体制は、以下のとおりであります。



### ③企業統治に関するその他の事項

#### a. 取締役の定数

当社の取締役は15名以内とする旨を定款に定めております。

#### b. 取締役の選任の決議要件

当社は取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、また累積投票によらない旨を定款に定めております。

#### c. 取締役会で決議できる株主総会決議事項

##### イ. 剰余金の配当等

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会決議によって定めることとする旨を定款で定めております。これは剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

##### ロ. 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。これは株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

##### ハ. 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議をもって市場取引等により自己の株式を取得できる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するためであります。

##### ニ. 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。これは、適切な人材確保を容易にするとともに、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

#### d. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和する事により、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

## (2) 【役員の状況】

## ①役員一覧

男性8名 女性2名 (役員のうち女性の比率20.0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	宮下 功	1968年2月15日生	1990年4月 2002年8月 2003年6月 2006年5月 2007年5月 2008年5月 2013年5月 2016年4月	三菱商事(株) 入社 フードリンク(株) 取締役就任 (株)ジャパンファーム 取締役就任 三菱商事(株) 食肉事業ユニット 米久(株) 執行役員 経営企画室長就任 同 取締役常務執行役員就任 同 代表取締役社長就任 当社 代表取締役社長就任(現任) 伊藤ハム(株) 取締役就任(現任) 米久(株) 取締役就任(現任)	(注) 3	91,030
代表取締役 副社長	柴山 育朗	1956年1月20日生	1978年4月 2002年3月 2009年3月 2010年4月 2010年6月 2015年3月 2015年4月 2016年4月 2017年3月 2018年4月 2021年4月	伊藤ハムデイリー(株) 入社 同 東北工場製造部長 伊藤ハム(株) 加工食品事業本部生産本部技術部長 同 執行役員 加工食品事業本部生産部長 購買・中央研究所担当就任 同 取締役執行役員就任 同 加工食品事業本部長 同 取締役常務執行役員就任 当社 代表取締役副社長就任(現任) 伊藤ハム(株) 代表取締役社長就任(現任) 米久(株) 取締役就任(現任) 当社 CSR部・品質保証部担当 同 品質保証担当(現任)、グループ生産事業・ R&D担当 同 グループ加工食品事業担当(現任)	(注) 3	56,042
取締役 常務執行役員	伊藤 勝弘	1959年12月25日生	1982年4月 2008年7月 2011年4月 2014年4月 2016年4月 2017年4月 2019年4月 2019年6月	三菱商事(株) 入社 同 コーポレート担当役員補佐(部門人事担当) 米国三菱商事会社CFO 三菱商事(株) 執行役員 コーポレート担当役員補佐(総括)就任 同 経営企画部長 香港三菱商事会社社長就任 当社 常務執行役員就任 同 コーポレート担当(経理財務・総務・人事)、 コンプライアンス担当(現任) 伊藤ハム(株) 専務取締役管理本部長就任(現任) 当社 取締役常務執行役員就任(現任)	(注) 3	20,908
取締役 上席執行役員	若木 孝優	1968年8月15日生	1992年4月 2011年10月 2016年4月 2020年4月 2021年4月 2021年6月	三菱商事(株) 入社 中糧肉食投資有限公司 副総経理就任 三菱商事(株) 畜産部長 同 食品産業グループCEO オフィス 事業投資担当 当社 上席執行役員就任、 同 グループ食肉事業担当(現任) 伊藤ハム(株) 常務取締役食肉事業本部長就任(現任) 当社 取締役上席執行役員就任(現任)	(注) 3	1,000



役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	伊藤 綾	1973年5月24日生	2000年10月 (株)リクルート 入社 2013年6月 同 ブライダル事業本部 メディアプロデュース統括部 シニアマネージャー「ゼクシィ」統括編集長 2014年4月 同 ブライダル事業本部 メディアプロデュース統括部 部長 2015年4月 (株)リクルートホールディングス ダイバーシティ推進部 部長 2016年4月 同 サステナビリティ推進室 室長 2018年4月 同 サステナビリティ推進部 (現サステナビリティ トランスフォーメーション部) パートナー(現任) 2018年6月 当社 取締役就任(現任) 2020年5月 (株)イー・ウーマン 社外取締役就任(現任) 2021年6月 (株)イオレ 社外取締役就任(現任)	(注) 3	—
取締役	大坂 祐希枝	1956年3月15日生	1978年4月 (株)日本短波放送(現(株)日経ラジオ社) 入社 1994年9月 東京メトロポリタンテレビジョン(株) 1997年9月 日本衛星放送(株)(現(株)WOWOW) 2016年5月 (株)明光ネットワークジャパン 2018年11月 同 取締役就任 2020年6月 さくらインターネット(株) 社外取締役就任(現任) 2021年6月 当社 取締役就任(現任)	(注) 3	—

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	松崎 義郎	1958年7月2日生	1982年4月 1993年10月 2014年3月 2015年4月 2016年4月 2018年4月 2020年4月 2020年6月	伊藤ハム㈱ 入社 伊藤ハム労働組合 中央執行委員長 伊藤ハム㈱ 管理本部人事総務部長 同 執行役員就任 当社 人事総務部長 同 執行役員 人事部長就任 伊藤ハム㈱ 顧問 当社 常勤監査役就任(現任) 伊藤ハム㈱ 監査役就任(現任) 米久㈱ 監査役就任(現任)	(注) 4	23,031
常勤監査役	高橋 伸	1960年7月25日生	1984年4月 2011年4月 2015年3月 2015年4月 2016年4月 2017年4月 2018年4月 2020年8月 2021年6月	伊藤ハム㈱ 入社 同 管理本部 経理部長 同 管理本部 経理部長 同 執行役員就任 当社 経理財務部長 伊藤ハム㈱ 執行役員 本社統括 当社 理事 同 顧問 同 常勤監査役就任(現任) 伊藤ハム㈱ 監査役就任(現任) 米久㈱ 監査役就任(現任)	(注) 5	12,000
監査役	市川 一郎	1958年5月10日生	1983年4月 1985年10月  1989年8月 2014年9月 2014年12月 2015年12月 2017年1月  2019年6月	キャノン㈱入社 監査法人朝日新和会計社 (現有限責任 あずさ監査法人)入社 公認会計士登録 有限責任 あずさ監査法人 退所 SWEAT CAPITAL㈱設立 代表取締役就任(現任) ㈱ユニメディア 社外監査役就任(現任) ㈱インフォバーングループ本社 社外監査役就任 (現任) 当社 監査役就任(現任)	(注) 6	—
監査役	梅林 啓	1966年12月16日生	1991年4月 1998年4月 1999年7月 2002年8月 2003年4月 2004年8月 2005年1月 2007年2月 2007年3月 2010年1月 2014年4月 2015年3月 2020年6月	東京地方検察庁 検事 法務省刑事局付 検事 在イギリス日本国大使館一等書記官(外務省出向) 法務省刑事局付 検事 千葉地方検察庁 検事 法務省大臣官房秘書課付 検事 内閣官房副長官秘書官 検事退官 弁護士登録 西村あさひ法律事務所 パートナー(現任) 慶應義塾大学法科大学院 非常勤講師(現任) チムニー㈱ 社外取締役就任 当社 監査役就任(現任)	(注) 4	—
計						204,011

- (注) 1. 取締役 伊藤綾及び大坂祐希枝は、社外取締役であります。  
2. 監査役 市川一郎及び梅林啓は、社外監査役であります。  
3. 2021年3月期に係る定時株主総会終結の時から2022年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。  
4. 2020年3月期に係る定時株主総会終結の時から2024年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。  
5. 2021年3月期に係る定時株主総会終結の時から2025年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。  
6. 2019年3月期に係る定時株主総会終結の時から2023年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

## ②社外役員の状況

当社の社外取締役は2名、社外監査役は2名であります。

社外取締役の伊藤綾氏は、㈱リクルートホールディングス サステナビリティトランスフォーメーション部パートナー、㈱イオレの社外取締役及び㈱イー・ウーマンの社外取締役であります。同氏は、これまでの職務及びサステナビリティ推進の専門家としての経歴を通じて培われた見識と豊富な経験等により、当社に対して客観的、専門的な助言、監督を行っております。また、指名諮問委員会、報酬諮問委員会およびガバナンス委員会の委員として、各委員会に出席し、積極的に意見を述べております。引き続きこれらの役割を果たすことで、当社グループの企業価値向上に寄与できると判断しております。なお、当社グループと同氏及び兼職先の間には、人的関係、資金的関係及び重要な取引関係その他の特別な利害関係はありません。

社外取締役の大坂祐希枝氏は、さくらインターネット㈱の社外取締役であります。同氏は、これまでの職務及びマーケティングコンサルタントとしての経歴を通じて培われた見識と豊富な経験等を有しております。その見識・豊富な経験等により、当社に対して客観的、専門的な助言、監督を行っていただくことができると判断しております。また、指名諮問委員会、報酬諮問委員会およびガバナンス委員会の委員を務めております。これらの役割を果たすことで、当社グループの企業価値向上に寄与できると判断しております。なお、当社グループと同氏及び兼職先の間には、人的関係、資金的関係及び重要な取引関係その他の特別な利害関係はありません。

社外監査役の市川一郎氏は、SWEAT CAPITAL㈱の代表取締役であり、現在㈱ユニメディアの社外監査役及び㈱インフォバングループ本社の社外監査役であります。同氏は、公認会計士としての経歴で培われた財務・会計面での専門知識と豊富な経験等を有しており、経営全般について広範かつ高度な視野での監査を通じて、当社グループの更なる発展に貢献できると判断しております。なお、当社グループと同氏及び兼職先の間には、人的関係、資金的関係及び重要な取引関係その他の特別な利害関係はありません。

社外監査役の梅林啓氏は、西村あさひ法律事務所パートナー及び慶應義塾大学法科大学院非常勤講師であります。同氏は、弁護士及び危機管理の専門家としての経歴で培われた見識と豊富な経験等を有しており、経営全般について広範かつ高度な視野での監査を通じて、当社グループの更なる発展に貢献できると判断しております。なお、当社グループと同氏及び兼職先の間には、人的関係、資金的関係及び重要な取引関係その他の特別な利害関係はありません。

社外役員は、当社のコーポレート・ガバナンス基本方針にて定める「指名基準・選任基準」を踏まえ、専門的な知見に基づく客観的かつ適切な監督又は監査といった機能及び役割が期待されること、及び同基本方針で定める「社外役員の独立性基準」により一般株主と利益相反が生じるおそれがないことに基づき選任しております。

## ③社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会において、監査役監査及び会計監査についての報告を受け、適宜意見を述べております。社外監査役は、常勤監査役と緊密に連携し、経営の監視に必要な情報を共有しております。また、監査役会を通じて、会計監査、内部監査の報告を受けております。

### (3) 【監査の状況】

#### ① 監査役監査の状況

##### a. 組織・人員

当社の監査役会は、常勤監査役2名、社外監査役2名の4名で構成されています。社外監査役市川一郎氏は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。社外監査役梅林啓氏は、弁護士として企業法務及び危機管理に関する相当程度の知見を有しております。

監査役の職務を補助するため、また監査役会事務局として、監査役スタッフ1名を配置しております。

##### b. 監査役会の開催頻度・個々の監査役の出席状況

監査役会は、2020年度においては11回開催し、平均所要時間は約52分でした。また、監査役の監査役会の出席率は、全員が100%でした。

##### c. 監査役会の主な検討事項

2020年度における監査役会の主な検討事項は、次のとおりです。

- ・ 監査方針・監査計画・監査役業務分担の決議
- ・ 定時株主総会提出議案及び提供書面の調査
- ・ 監査役監査報告書の作成
- ・ 会計監査人の再任・監査報酬の審議
- ・ 監査役選任議案の審議
- ・ 取締役会議案の事前確認
- ・ 内部監査における指摘事項、コンプライアンス・品質保証案件の発生状況確認
- ・ 監査上の主要な検討事項（KAM）の内容審議

2020年度監査役監査重点項目

「コンプライアンスの浸透状況」「リスク認識及び個別リスクへの対応状況」「グループ会社を含む内部統制の運用レベルの充実」

##### d. 常勤及び社外監査役の活動状況

2020年度における監査役の主な活動状況は、次のとおりです。

(常勤監査役)

- ・ 代表取締役との個別面談

代表取締役との個別面談を定期的に行い意思疎通を図ると共に、意見表明を行いました。

- ・ 重要な会議への出席

取締役会・グループ経営会議等の重要な会議に出席し、重要事項の意思決定プロセスや内部統制システムの整備・運用状況の監査を行いました。

- ・ 取締役との意見交換

監査役会メンバーに社外取締役を交え、取締役との面談会を2020年度は3回開催いたしました。その他、取締役、執行役員と面談を適宜行い、情報共有、課題聴取、意見交換を行いました。

- ・ 会計監査人との情報共有、意見交換

会計監査人と定期的な報告会・意見交換会を開催し連携強化を図りました。定例開催している報告会・意見交換会は、次のとおりです。

イ. 監査役ディスカッション（年1回）

ロ. 会計監査人報告会（社長報告への同席）（年1回）

ハ. 四半期レビュー結果概要報告会（年3回）、監査結果概要報告会（年1回）

- ・ 内部監査部門等との連携

毎月行われる監査室の社長宛報告会に同席し、監査の指摘事項及び経営陣からの指示事項について確認を行っています。また品質保証部及び法務・コンプライアンス部との報告会を月1回定例開催し、品質監査及び相談窓口への内部通報状況等の情報共有を行っております。

- ・ グループ会社監査役との連携

事業会社の常勤監査役とグループ会社監査役をメンバーとする「グループ会社監査役連絡会」を毎年2回開催し、会計講座や法律講座及び監査役監査マニュアルの改訂・説明、グループ会社の監査報告等を実施し、監査役のレベル向上及び監査の標準化を図るとともに、情報共有、意見交換を行っております。

・往査

2020年度はコロナ禍の影響を受けましたが、国内8事業所の往査を行いました。

(社外監査役)

取締役会では、それぞれの見識・経験に基づき、意思決定の適法性・妥当性を確保するために必要な発言を適宜行っております。

監査役会では、常勤監査役等から報告を受け、監査方針・監査計画に基づき代表取締役又は取締役と面談・意見交換、グループ会社に往査を行うなど、取締役の職務執行を監査する活動を行っております。

2020年度はコロナ禍により一部を除いてはリモートによる会議、検討会、報告会となりました。

② 内部監査の状況

当社は独立した組織として監査室を設置しております。監査室は、内部監査規程、年間監査計画等に基づき、グループ会社も含めた事業部門の業務監査を主目的とする内部監査を実施しており、また、必要に応じて追加的な目的監査を行っております。

監査結果及び指摘・改善事項は、被監査部門、取締役及び監査役に報告しております。また、定期的に取締役会に報告しております。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

b. 継続監査期間

51年

上記は、2016年4月1日に実施された、伊藤ハム株式会社と米久株式会社の株式移転による当社設立の際、取得企業とされた伊藤ハム株式会社の監査期間を含めております。

また、調査が著しく困難であったため、現任の監査人である有限責任 あずさ監査法人の前身の1つである山田・原島共同事務所が監査法人朝日会計社に加入した以降の期間について記載したものです。実際の継続監査期間は、この期間を超える可能性があります。

c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行役員 根本 剛光

指定有限責任社員 業務執行役員 三上 伸也

指定有限責任社員 業務執行役員 水野 勝成

d. 会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 10名 その他 6名

e. 監査法人の選定方針と理由

監査法人の概要、監査の実施体制等、面談、質問等を通じて選定しております。

現会計監査人は、世界的に展開しているKPMGグループであり、会計や監査への知見のある人材が豊富であることから選定いたしました。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役及び監査役会は、監査法人に対して評価を行っております。この評価については、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況についての報告、「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日 企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。その結果、会計監査人の職務執行に問題は無いと評価しております。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	29	0	29	0
連結子会社	70	-	67	-
計	99	0	97	0

前連結会計年度の当社における非監査業務の内容は、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務であるリファード業務についての対価であります。

当連結会計年度の当社における非監査業務の内容は、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務であるリファード業務についての対価であります。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク（KPMG）に対する報酬（a. を除く）

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	-	-	-	-
連結子会社	23	-	23	-
計	23	-	23	-

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社は、監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針を特に定めておりませんが、作業負荷、作業時間及び人員を考慮し、監査法人と協議の上、適正と判断される報酬額を監査役会の同意を得た上で決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であることを確認し、会計監査人の報酬等の額が妥当であると判断し、同意いたしました。

#### (4) 【役員の報酬等】

##### ① 役員報酬制度に関する基本方針

経営ビジョン「フェアスピリットと変革への挑戦を大切にし、従業員とともに持続的に成長する食品リーディングカンパニー」実現に寄与する制度とするため、役員報酬制度に関する基本方針を次の通り決定しています。

- a. 株主や従業員をはじめとするステークホルダーとの価値共有を図り、持続的な業績拡大・企業価値向上への健全なインセンティブとして機能するものとする。
- b. 優秀な人材を登用・維持するため、当社の事業領域、事業規模に応じた適正な報酬水準、役位ごとの責任、役割及び成果に応える報酬体系とする。
- c. ステークホルダーに対する説明責任を果たせるよう、客観性・合理性を担保する適切なプロセスを経て決定する。

##### ② 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

上記の基本方針を踏まえ、常勤取締役の報酬は、基本報酬と短期インセンティブとしての業績連動報酬、中長期インセンティブとしての株式報酬（譲渡制限付株式）により構成しております。また、基本報酬と業績連動報酬、株式報酬の報酬構成割合および役位ごとの基準総報酬額については、その客観性・妥当性を担保するために、同業種かつ同規模である相当数の他企業における報酬構成割合および役位ごとの報酬額との水準比較・検証を行い、当社の財務状況等も踏まえたうえで、設定しており、基準総報酬における支給割合は「基本報酬」「業績連動報酬」「株式報酬」の比率を概ね60：25：15としています。なお、社外取締役の報酬は、独立かつ客観的な立場からの経営の監督・助言という主たる役割から、業績との連動は行わず、基本報酬のみ支給することとしております。

また、報酬額については、その総額の限度額を株主総会の決議により下記（株主総会における決議内容）に記載の通り決定しておりますが、報酬構成割合や個別の報酬水準とその算定・支給方法等を含めた役員報酬制度全般については、独立性を有する社外取締役が過半数を占める報酬諮問委員会での審議を経て、取締役会にて決定しております。

短期インセンティブとしての業績連動報酬については、財務活動も含む総合的な収益力の向上を重視し、連結経常利益を業績指標としており、取締役会長及び代表取締役2名（社長・副社長）は全社業績（連結経常利益）のみで決定されます。その他の常勤取締役は全社業績（連結経常利益）と個人業績評価で決定され、業績連動報酬の20%が個人業績評価分の基準割合となります。個人業績評価の決定権限は、全社業績を踏まえて各役員の業績評価を行うには最も適任である社長の宮下功に委任していますがその公平性・透明性を担保するため、評価結果を報酬諮問委員会に報告し、その妥当性を確認しております。

なお、連結経常利益により決定される業績連動報酬は、業績連動賞与として支給され、下記（業績連動賞与算定方式）に記載の通り、連結経常利益に応じて支給額が自動的に決定される仕組みとしております。また、個人業績評価を加味した業績連動報酬は、2020年度業績に基づく決定額までは、当該報酬額の1/12を翌期の基本報酬に加算し、月額固定報酬として支給していますが、2021年度業績に基づく決定額は、業績加算賞与として賞与支給に変更、業績連動賞与とあわせて業績連動報酬は全て賞与支給に統一します。なお、当連結会計年度については、連結経常利益27,000百万円で支給額を算定します。

中長期インセンティブとしての株式報酬については、2018年度より株主と一層の価値意識を共有するとともに、企業価値向上に対するインセンティブを高めることを目的に譲渡制限付株式報酬制度を導入しており、その内容については下記（譲渡制限付株式報酬制度の概要）に記載の通りです。

なお、当事業年度に係る取締役の個人別報酬の内容は、報酬諮問委員会にて役員報酬制度に関する基本方針との整合性を含めて多面的に検討を行っているため、取締役会もその答申を尊重し、決定方針に沿うものと判断しております。

監査役報酬については、監査役の協議にて決定しており、高い独立性確保の観点から、業績との連動は行わず、基本報酬のみ支給することとしております。

（株主総会における決議内容）

・2017年6月27日第1期定時株主総会

- a. 取締役報酬年額を4億円以内（うち社外取締役4千万円以内）とする。

※取締役の員数は、定款により15名以内と定めておりますが、当該株主総会終結時点は9名（うち社外取締役2名）です。

※取締役の報酬額には使用人兼務の使用人分給与は含みません。

b. 監査役報酬総額年額を7千万円以内とする。

※監査役の員数は、定款により5名以内と定めておりますが、当該株主総会終結時点は3名（社外監査役2名）です。

・2018年6月26日第2期定時株主総会

a. 2017年6月27日第1期定時株主総会決議の取締役報酬年額4億円以内とは別枠で、社外取締役を除く取締役に対する譲渡制限付株式報酬等として支給する金銭報酬債権年額を8千万円以内（割り当てる譲渡制限付株式数としては、10万株以内）とする。

※取締役の員数は、当該株主総会終結時点は9名（社外取締役は2名）です。

（当事業年度の役員報酬に係る報酬諮問委員会及び取締役会の活動内容）

a. 2020年4月～2021年3月の1年間における報酬諮問委員会の開催回数：3回

b. 2020年度役員報酬および2021年度以降の役員報酬制度に関して報酬諮問委員会および取締役会で審議された主な内容

- ・2020年度役員報酬水準（役位別報酬）の決定
- ・2020年度譲渡制限付株式割当のための金銭報酬債権支給額の決定
- ・役員報酬制度に関する基本方針の決定
- ・基本報酬、業績連動報酬、譲渡制限付株式の構成割合や役位別報酬基準の妥当性およびその算定方式や支給方法を含めた制度運用の適正性の検証
- ・業績連動報酬（個人業績評価）の支給方法の見直し
- ・業績連動報酬に係る個人業績評価の決定権限の社長委任

（業績連動報酬算定方式）

業績連動賞与算定式：連結経常利益×0.01%×業績連動賞与役位別乗率

業績加算賞与算定式：連結経常利益×0.01%×業績加算賞与役位別乗率×個人業績評価乗率×調整率

役位	役位別乗率		
	業績連動賞与	業績加算賞与	計
会長	6.440	—	6.440
社長	8.200	—	8.200
副社長	6.440	—	6.440
専務執行役員	3.872	0.968	4.840
常務執行役員	3.232	0.808	4.040
上席執行役員	2.592	0.648	3.240

〈留意事項〉

- ・支給対象となる役員は、法人税法第34条第1項第3号に記載される業務執行役員である取締役です。なお、社外取締役及び監査役は含みません。
- ・法人税法第34条第1項第3号イに規定する「事業年度の利益の状況を示す指標」は有価証券報告書を基礎とした連結経常利益とします。なお、連結経常利益が300億円以上の場合は、300億円として算定し、連結経常利益が50億円未満の場合は、支給しません。
- ・業績連動賞与の支給限度に係る法人税法第34条第1項第3号イ（1）に規定する「確定した額」は1.5億円を限度とします。
- ・個人業績評価乗率の範囲は0.0～2.0です。
- ・調整率は連結経常利益により決定される業績加算賞与支給原資が、個人業績評価により変動することを補正するための乗率で、その算式は次の通りとなります。

$$\text{調整率} = \frac{\text{対象役員の業績加算賞与役位別乗率の総和}}{\text{対象役員の業績加算賞与役位別乗率} \times \text{個人業績評価乗率の総和}}$$



(譲渡制限付株式報酬制度の概要)

- 各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の総数等：

上記(株主総会における決議内容)2018年6月26日第2期定時株主総会をご参照ください。

- 譲渡制限期間：30年間

- 譲渡制限の内容：

割り当てを受けた対象取締役(以下、「割当対象者」という)は、譲渡制限期間において、割り当てられた譲渡制限付株式(以下、「本割当株式」という)につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません。

- 譲渡制限の解除：

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役又は執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、期間満了時点をもって、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除します。ただし、割当対象者が、当社取締役会が正当と認める理由(任期満了等)により、本譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、本割当株式につき、当該退任の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものとします。

- 譲渡制限付株式の無償譲渡：

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由(任期満了等)がある場合を除き、本割当株式を、当該退任の時点をもって、当然に無償で取得するものとします。

また、本割当株式のうち、本譲渡制限期間が満了した時点(以下、「期間満了時点」という。)において上記の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものとします。

③ 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		月額固定報酬	業績連動賞与	株式報酬	
取締役 (社外取締役を除く。)	296	159	88	48	7
監査役 (社外監査役を除く。)	42	42	-	-	2
社外役員	30	30	-	-	6

④ 役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資以外の目的である投資株式の区分について、純投資目的である投資株式とは専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする投資株式と考えており、それ以外を純投資以外の目的である投資株式と考えています。

当社が保有する株式は全て子会社関連会社株式であり、それ以外の保有目的が純投資目的もしくは純投資目的以外の目的である株式は保有しておりません。

② 伊藤ハム(株)における株式の保有状況

連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額(投資株式計上額)が最も大きい会社(最大保有会社)である伊

藤ハム(株)については以下のとおりであります。

a. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

一定の基準を満たし、かつ「取引の維持・発展」に資すると認められる場合を除いて、政策投資目的の投資株式を保有しないことを基本方針としております。事業年度終了後、速やかに個別銘柄毎に基準を満たしているかを確認し、その結果を当社グループ経営会議（伊藤ハム(株)取締役会）にて検証を行い、当社取締役会に報告するものとしております。

ロ. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	30	798
非上場株式以外の株式	32	12,817

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	—	—	—
非上場株式以外の株式	6	13	取引先持株会加入銘柄の買付による増加。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	3	1
非上場株式以外の株式	10	33

ハ. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株) 貸借対照表 計上額(百万円)	株式数(株) 貸借対照表 計上額(百万円)		
イオン(株)	2,489,377	2,488,919	良好な取引関係の維持・発展のための政策投資目的で保有しております。なお取引先持株会の買付により株式数が増加しております。	有
	8,212	5,970		
(株)セブン&アイ・ホールディングス	688,182	688,182	良好な取引関係の維持・発展のための政策投資目的で保有しております。	無
	3,071	2,460		
(株)いなげや	357,477	353,954	良好な取引関係の維持・発展のための政策投資目的で保有しております。なお取引先持株会の買付により株式数が増加しております。	無
	591	560		
(株)オーエムツーネットワーク	125,150	124,279	良好な取引関係の維持・発展のための政策投資目的で保有しております。なお取引先持株会の買付により株式数が増加しております。	無
	157	112		
(株)ベルク	22,000	22,000	良好な取引関係の維持・発展のための政策投資目的で保有しております。	無
	135	126		
(株)関西スーパーマーケット	117,758	116,302	良好な取引関係の維持・発展のための政策投資目的で保有しております。なお取引先持株会の買付により株式数が増加しております。	有
	132	118		
(株)フジ	47,261	46,529	良好な取引関係の維持・発展のための政策投資目的で保有しております。なお取引先持株会の買付により株式数が増加しております。	無
	101	83		

ミニストップ(株)	48,315	48,315	良好な取引関係の維持・発展のための政策投資目的 で保有しております。	無
	70	70		
(株)平和堂	23,200	23,200	良好な取引関係の維持・発展のための政策投資目的 で保有しております。	無
	52	44		
(株)エコス	25,812	25,812	良好な取引関係の維持・発展のための政策投資目的 で保有しております。	無
	50	42		
(株)トーヨー	18,400	18,400	良好な取引関係の維持・発展のための政策投資目的 で保有しております。	無
	34	30		
(株)ヤマナカ	45,200	45,200	良好な取引関係の維持・発展のための政策投資目的 で保有しております。	有
	33	25		
イオン北海道(株)	26,400	26,400	良好な取引関係の維持・発展のための政策投資目的 で保有しております。	無
	31	19		
(株)アークス	11,524	11,524	良好な取引関係の維持・発展のための政策投資目的 で保有しております。	無
	27	22		
(株)ヤマザワ	14,520	14,520	良好な取引関係の維持・発展のための政策投資目的 で保有しております。	無
	25	22		
(株)ダスキン	7,500	7,500	良好な取引関係の維持・発展のための政策投資目的 で保有しております。	無
	20	21		
(株)ライフコーポ レーション	5,142	5,755	良好な取引関係の維持・発展のための政策投資目的 で保有しております。	無
	17	17		
イオン九州(株)	6,000	6,000	良好な取引関係の維持・発展のための政策投資目的 で保有しております。	無
	11	10		
(株)フジオフード グループ本社	8,000	8,000	良好な取引関係の維持・発展のための政策投資目的 で保有しております。	無
	10	10		
(株)リテールパー トナーズ	5,247	6,591	良好な取引関係の維持・発展のための政策投資目的 で保有しております。	無
	7	4		
(株)吉野家ホール ディングス	2,218	2,740	良好な取引関係の維持・発展のための政策投資目的 で保有しております。	無
	4	5		
(株)木曽路	2,000	1,508	良好な取引関係の維持・発展のための政策投資目的 で保有しております。なお取引先持株会の買付により 株式数が増加しております。	無
	4	3		
マックスバリュ 西日本(株)	1,948	1,948	良好な取引関係の維持・発展のための政策投資目的 で保有しております。	無
	3	2		
(株)マルヨシセン ター	1,000	1,000	良好な取引関係の維持・発展のための政策投資目的 で保有しております。	無
	3	2		
日本マクドナル ドホールディン グス(株)	360	1,438	良好な取引関係の維持・発展のための政策投資目的 で保有しております。	無
	1	7		
ユナイテッド・ スーパーマーケ ット・ホールデ ィングス(株)	799	4,286	良好な取引関係の維持・発展のための政策投資目的 で保有しております。	無
	0	4		
(株)O l y m p i cグループ	1,000	1,000	良好な取引関係の維持・発展のための政策投資目的 で保有しております。	無
	0	0		

(株)中村屋	114	419	良好な取引関係の維持・発展のための政策投資目的で保有しております。	有
	0	1		
(株)王将フードサービス	63	160	良好な取引関係の維持・発展のための政策投資目的で保有しております。	無
	0	0		
(株)オークワ	104	1,441	良好な取引関係の維持・発展のための政策投資目的で保有しております。	無
	0	2		
(株)ロック・ワールド	65	317	良好な取引関係の維持・発展のための政策投資目的で保有しております。	無
	0	0		
(株)大光	56	282	良好な取引関係の維持・発展のための政策投資目的で保有しております。	無
	0	0		

(注) 定量的な保有効果については記載が困難であるため記載しておりません。保有の合理性は、取引額等が一定の基準を満たしているかをグループ経営会議にて検証を行い、取締役会に報告しております。

#### みなし保有株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額(百万円)	貸借対照表計上額(百万円)		
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	—	1,536,840	—	有
	—	619		
(株)三井住友フィナンシャルグループ	—	155,800	—	有
	—	408		
(株)みずほフィナンシャルグループ	—	2,560,000	—	有
	—	316		

(注) 「—」は、当該銘柄を保有していないことを示しております。

## 第5【経理の状況】

### 1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1976年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の財務諸表について有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

### 3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、または会計基準等の変更等についての的確に対応することができるように公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、適正な連結財務諸表等を作成するための社内規程、マニュアル、指針等の整備を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※1 42,072	※1 50,952
受取手形及び売掛金	87,902	86,591
商品及び製品	70,648	63,313
仕掛品	1,757	1,745
原材料及び貯蔵品	17,837	17,174
その他	6,293	6,617
貸倒引当金	△14	△10
流動資産合計	226,498	226,384
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	※1 101,777	※1 102,615
減価償却累計額	△64,601	△66,181
建物及び構築物 (純額)	※1 37,175	※1 36,433
機械装置及び運搬具	126,499	125,742
減価償却累計額	△96,194	△96,823
機械装置及び運搬具 (純額)	30,305	28,919
工具、器具及び備品	6,873	6,903
減価償却累計額	△5,365	△5,435
工具、器具及び備品 (純額)	1,508	1,468
土地	※1 25,830	※1 25,745
リース資産	5,932	6,214
減価償却累計額	△3,132	△3,455
リース資産 (純額)	2,799	2,758
建設仮勘定	1,017	2,176
その他	172	145
減価償却累計額	△48	△52
その他 (純額)	124	92
有形固定資産合計	98,760	97,595
無形固定資産		
のれん	21,057	19,573
その他	1,626	2,150
無形固定資産合計	22,684	21,724
投資その他の資産		
投資有価証券	※1, ※2 25,822	※1, ※2 29,331
長期貸付金	1,518	1,520
繰延税金資産	1,067	734
退職給付に係る資産	9,378	12,162
その他	※1 3,822	※1 4,738
貸倒引当金	△126	△105
投資その他の資産合計	41,482	48,382
固定資産合計	162,927	167,702
資産合計	389,426	394,086

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	※1 61,574	※1 56,615
電子記録債務	1,748	1,660
短期借入金	※4 28,880	※4 25,704
1年内返済予定の長期借入金	※1 10,179	※1 155
リース債務	794	813
未払金	21,111	21,768
未払法人税等	1,707	4,149
未払消費税等	1,418	508
賞与引当金	5,280	6,397
役員賞与引当金	120	147
災害損失引当金	544	467
その他	※1 4,745	※1 4,653
流動負債合計	138,106	123,041
固定負債		
長期借入金	※1 10,872	※1 10,717
リース債務	2,228	2,193
繰延税金負債	2,179	4,253
退職給付に係る負債	2,208	1,725
資産除去債務	1,461	1,475
その他	※5 3,190	※5 3,031
固定負債合計	22,140	23,396
負債合計	160,247	146,438
純資産の部		
株主資本		
資本金	30,003	30,003
資本剰余金	96,267	96,624
利益剰余金	101,792	116,989
自己株式	△2,293	△3,624
株主資本合計	225,770	239,992
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	4,823	7,298
繰延ヘッジ損益	△355	△329
為替換算調整勘定	△3,767	△3,073
退職給付に係る調整累計額	1,301	3,042
その他の包括利益累計額合計	2,002	6,939
新株予約権	131	131
非支配株主持分	1,275	585
純資産合計	229,178	247,648
負債純資産合計	389,426	394,086

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月 31日)
売上高	852,450	842,675
売上原価	※1, ※3 718,902	※1, ※3 702,695
売上総利益	133,548	139,979
販売費及び一般管理費	※2, ※3 116,281	※2, ※3 115,961
営業利益	17,266	24,018
営業外収益		
受取利息	118	56
受取配当金	342	328
受取賃貸料	425	423
受取保険金	428	214
助成金収入	598	1,244
持分法による投資利益	942	1,040
その他	498	573
営業外収益合計	3,355	3,882
営業外費用		
支払利息	711	360
不動産賃貸費用	139	143
その他	236	395
営業外費用合計	1,087	900
経常利益	19,534	27,000
特別利益		
固定資産売却益	※4 54	※4 476
投資有価証券売却益	83	10
受取保険金	331	※5 3,003
その他	13	-
特別利益合計	483	3,490
特別損失		
固定資産除却損	※6 469	※6 587
投資有価証券売却損	7	475
減損損失	※7 17	※7 165
災害による損失	※8 1,493	-
子会社整理損失	-	139
事業整理損失	※9 719	-
その他	29	8
特別損失合計	2,738	1,377
税金等調整前当期純利益	17,280	29,113
法人税、住民税及び事業税	5,491	8,367
法人税等調整額	213	451
法人税等合計	5,704	8,819
当期純利益	11,575	20,294
非支配株主に帰属する当期純利益	135	89
親会社株主に帰属する当期純利益	11,439	20,204



【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
当期純利益	11,575	20,294
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△324	2,449
繰延ヘッジ損益	573	26
為替換算調整勘定	△694	441
退職給付に係る調整額	△70	1,651
持分法適用会社に対する持分相当額	△401	346
その他の包括利益合計	※1 △916	※1 4,915
包括利益	10,658	25,209
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	10,506	25,141
非支配株主に係る包括利益	151	68

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	30,003	96,301	95,374	△1,849	219,829
当期変動額					
剰余金の配当			△5,021		△5,021
親会社株主に帰属する 当期純利益			11,439		11,439
自己株式の取得				△606	△606
自己株式の処分		△33		162	128
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	△33	6,418	△444	5,940
当期末残高	30,003	96,267	101,792	△2,293	225,770

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	5,263	△928	△2,876	1,475	2,935	139	1,169	224,074
当期変動額								
剰余金の配当								△5,021
親会社株主に帰属する 当期純利益								11,439
自己株式の取得								△606
自己株式の処分								128
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△440	573	△891	△174	△932	△8	105	△836
当期変動額合計	△440	573	△891	△174	△932	△8	105	5,104
当期末残高	4,823	△355	△3,767	1,301	2,002	131	1,275	229,178

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	30,003	96,267	101,792	△2,293	225,770
当期変動額					
剰余金の配当			△5,007		△5,007
親会社株主に帰属する 当期純利益			20,204		20,204
自己株式の取得				△1,478	△1,478
自己株式の処分		△29		147	117
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		386			386
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	-	357	15,196	△1,331	14,222
当期末残高	30,003	96,624	116,989	△3,624	239,992

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	4,823	△355	△3,767	1,301	2,002	131	1,275	229,178
当期変動額								
剰余金の配当								△5,007
親会社株主に帰属する 当期純利益								20,204
自己株式の取得								△1,478
自己株式の処分								117
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動							△714	△327
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	2,475	26	694	1,741	4,936		24	4,961
当期変動額合計	2,475	26	694	1,741	4,936	-	△689	18,469
当期末残高	7,298	△329	△3,073	3,042	6,939	131	585	247,648

## ④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	17,280	29,113
減価償却費	10,933	11,519
減損損失	17	165
賞与引当金の増減額 (△は減少)	525	1,116
のれん償却額	1,591	1,483
受取利息及び受取配当金	△460	△385
支払利息	711	360
受取保険金	△760	△3,218
災害による損失	1,493	-
事業整理損失	719	-
子会社整理損失	-	139
助成金収入	△598	△1,244
持分法による投資損益 (△は益)	△942	△1,040
投資有価証券売却損益 (△は益)	△76	464
売上債権の増減額 (△は増加)	12,216	1,293
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△548	8,043
仕入債務の増減額 (△は減少)	△2,995	△4,821
未払金の増減額 (△は減少)	△336	709
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	△43	△132
退職給付に係る資産の増減額 (△は増加)	△207	△708
その他	△102	△1,754
小計	38,414	41,103
利息及び配当金の受取額	561	625
保険金の受取額	747	3,227
助成金の受取額	522	1,033
利息の支払額	△712	△360
災害損失の支払額	△355	△77
法人税等の支払額	△7,330	△4,688
営業活動によるキャッシュ・フロー	31,847	40,862
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△8,995	△9,685
無形固定資産の取得による支出	△571	△1,226
投資有価証券の取得による支出	△1,109	△73
投資有価証券の売却及び償還による収入	233	714
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	※2 △1,271	-
関係会社株式の有償減資による収入	2,969	-
貸付けによる支出	△265	△237
貸付金の回収による収入	1,012	235
その他	143	△564
投資活動によるキャッシュ・フロー	△7,855	△10,837

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月 31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△4,740	△3,192
長期借入金の返済による支出	△5,209	△10,179
自己株式の取得による支出	△606	△1,478
子会社の自己株式の取得による支出	-	△321
配当金の支払額	△5,018	△5,009
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	-	△6
リース債務の返済による支出	△770	△866
その他	△45	△44
財務活動によるキャッシュ・フロー	△16,390	△21,097
現金及び現金同等物に係る換算差額	△472	△48
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	7,128	8,879
現金及び現金同等物の期首残高	34,643	41,771
現金及び現金同等物の期末残高	※1 41,771	※1 50,651

## 【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 50社

主要な連結子会社の名称は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略しております。

子会社は全て連結されております。また、当連結会計年度において、新規設立により1社増加し、清算により8社減少しております。

### 2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社の数 11社

主要な持分法適用の関連会社の名称は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略しております。

関連会社に対する投資については、すべて持分法を適用しております。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、以下を除き、連結決算日と同一であります。

なお、ITOHAM AMERICA, INC. 他22社の決算日は12月31日であり、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

### 4. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### イ 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

##### ロ デリバティブ

時価法

##### ハ たな卸資産

#### (イ) 当社及び国内連結子会社

##### a) 商品及び製品(販売用食肉を除く)

主として先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

##### b) 商品及び製品(販売用食肉)・仕掛品・原材料及び貯蔵品

主として月別移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

#### (ロ) 在外連結子会社

主として先入先出法による低価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法を、また、在外連結子会社は主として定額法を採用しております。

（ただし、当社及び国内連結子会社は、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。）

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 主として10～50年

機械装置及び運搬具 主として4～10年

ロ 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、当社及び国内連結子会社は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

また、在外連結子会社は相手先毎に回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

従業員賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

ハ 役員賞与引当金

役員賞与の支払に備えるため、一部の国内連結子会社は、支給見込額に基づき計上しております。

ニ 災害損失引当金

夢工場の火災による被災資産の復旧等に要する支出に備えるため、当連結会計年度末における見積額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

イ 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主に給付算定式基準によっております。

ロ 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10～12年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10～12年）による定額法（一部の連結子会社は、定率法）により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

ハ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は各子会社等の連結決算日の直物為替相場により、収益及び費用は期中平均為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

イ ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、為替予約取引について振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を行っております。また、金利スワップ取引について特例処理の要件を充たしている場合には特例処理を行っております。

ロ ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約、金利スワップ等

ヘッジ対象…外貨建予定取引、借入金利息等

ハ ヘッジ方針

為替予約は為替変動リスクをヘッジするため、金利スワップは金利変動リスクを回避する手段として、実需の範囲内で行うこととし、投機目的の取引は行わない方針であります。

為替予約については、社内管理基準に基づくリスク管理体制をとっており、金利スワップについては、資金担当部門にて一元管理を行っております。

ニ ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引については、ヘッジ対象の相場変動の累計とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし振当処理を行った為替予約取引は有効性の判定を省略しております。

また、特例処理の要件を充たしている金利スワップ取引は、有効性の判定を省略しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、20年以内の合理的に見積もった期間で均等償却をしております。また、金額に重要性が乏しい場合には、発生日に一括償却しております。

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(9) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

イ 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

ロ 連結納税制度の適用

当社及び一部の連結子会社は、当社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

ハ 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(重要な会計上の見積り)

1. 食肉事業セグメントの商品及び製品に含まれる販売用食肉在庫の評価

(1) 当連結会計年度末に計上した金額

販売用食肉在庫 51,715 百万円

簿価切下額 377 百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

たな卸資産の貸借対照表価額は主として収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しており、連結会計年度末における正味売却価額が取得原価を下回る場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額としております。販売用食肉の正味売却価額は、見積売価から見積販売直接経費を控除して算定しております。

過去の販売実績及び将来の販売見込み等に基づき見積売価を予測しておりますが、その予測には不確実性を伴うため、実際の販売価格との乖離が発生した場合は翌期の損益に重要な影響を及ぼす可能性があります。



(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用により、翌連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されますが、利益剰余金の期首残高への影響は軽微であると見込まれます。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用し、連結財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る内容については記載していません。

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において「営業外収益」の「その他」に含めていた「助成金収入」は営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた1,097百万円は、「助成金収入」598百万円、「その他」498百万円として組み替えております。

また、前連結会計年度において「特別損失」の「その他」に含めていた「投資有価証券売却損」は特別損失の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「特別損失」の「その他」に表示していた37百万円は、「投資有価証券売却損」7百万円、「その他」29百万円として組み替えております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度において「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「助成金の受取額」は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた△178百万円は「助成金収入」△598百万円、「その他」△102百万円、「助成金の受取額」522百万円として組み替えております。

(税効果会計関係)

前連結会計年度において、繰延税金負債の「その他」に含めていた「前払年金費用」は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

この結果、前連結会計年度において繰延税金負債の「その他」に表示していた△445百万円は、「前払年金費用」△81百万円、「その他」△364百万円として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

※ 1. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
現金及び預金	200百万円	200百万円
建物及び構築物	1,230	1,244
土地	571	571
投資有価証券	8	8
投資その他の資産「その他」	200	200
計	2,210	2,224

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
支払手形及び買掛金	202百万円	214百万円
1年内返済予定の長期借入金	19	19
流動負債「その他」	45	44
長期借入金	38	18
計	306	297

※ 2. 関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
投資有価証券(株式)	12,901百万円	14,007百万円

3. 偶発債務

連結会社以外の会社の金融機関等からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
(有)キロサ肉畜生産センター	1,597百万円	1,563百万円
INDIANA PACKERS CORP.	3,241 (US \$ 29,785千)	2,591 (US \$ 23,410千)
(有)島根農場	268	232
九州エキス(株)	-	650
ASIAN BEST CHICKEN CO., LTD.	280 (THB 84,000千)	578 (THB 163,500千)
計	5,387	5,616

※ 4. 当社及び連結子会社の一部においては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行8行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
当座貸越極度額	36,901百万円	36,210百万円
貸出コミットメント	46,755	47,060
借入実行残高	28,880	25,704
差引額	54,775	57,565

※5. 企業結合に係る特定勘定

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

固定負債の「その他」に企業結合に係る特定勘定648百万円が含まれています。これは、米久株式会社が2019年12月2日付で、明治ケンコーハム株式会社(取得後「米久ケンコーハム株式会社」に名称変更)の全株式を取得したことによるもので、その内容は環境対策に際し見込まれる費用の見積額です。

なお、米久ケンコーハム株式会社は米久株式会社に事業譲渡し、2021年3月29日付で清算しております。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

固定負債の「その他」に企業結合に係る特定勘定632百万円が含まれています。これは、米久株式会社が2019年12月2日付で、明治ケンコーハム株式会社(取得後「米久ケンコーハム株式会社」に名称変更)の全株式を取得したことによるもので、その内容は環境対策に際し見込まれる費用の見積額です。

なお、米久ケンコーハム株式会社は米久株式会社に事業譲渡し、2021年3月29日付で清算しております。

(連結損益計算書関係)

※1. 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下げ後の金額であり、前連結会計年度の評価損の戻入益と当連結会計年度の評価損を相殺した結果、次の棚卸資産評価損（益は△）が売上原価に含まれております。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
売上原価	415百万円	△344百万円

※2. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
給料及び手当	22,207百万円	22,092百万円
退職給付費用	1,071	770
賞与引当金繰入額	3,102	3,800
役員賞与引当金繰入額	120	147
発送配達費及び荷扱料	37,057	38,621

※3. 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
	1,630百万円	1,506百万円

※4. 固定資産売却益の主な資産別内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
土地	9百万円	417百万円
その他	45	58
計	54	476

※5. 受取保険金

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

2019年12月3日に米久株式会社の夢工場（静岡県沼津市）において発生した火災事故による損害に対する保険金の受取額であります。

※6. 固定資産除却損の主な資産別内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
建物及び構築物	63百万円	51百万円
機械装置及び運搬具	63	194
撤去費用他	342	342
計	469	587

※7. 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

場所	用途	種類
静岡県沼津市、他3件	遊休資産	建物及び構築物、機械装置及び運搬具、 その他

当社グループは、事業区分（加工食品事業、食肉事業及びその他事業）を基本単位としてグルーピングし、賃貸資産及び遊休資産については、個々の資産毎にグルーピングしております。

使用見込みのない遊休資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を特別損失（165百万円）に計上しております。その内訳は、建物及び構築物72百万円、機械装置及び運搬具91百万円、その他1百万円であります。

なお、当該資産の回収可能価額は使用価値により算定しており、回収可能価額を零として評価しております。

※8. 災害による損失

前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

主に2019年12月3日に米久株式会社の夢工場（静岡県沼津市）において発生した火災事故による損失額1,407百万円であり、有形固定資産及びたな卸資産の滅失損失、復旧にかかる費用、その他関連費用等であります。

なお、この損失額には災害損失引当金繰入額544百万円が含まれており、現時点で合理的な見積りが可能な範囲における見積額を計上しております。

また、火災事故による損害及び事故関連費用については損害保険を付保しており、一部の損害については保険金の受取額が確定し、特別利益の受取保険金に計上しているものの、当連結会計年度末において保険金の受取額が確定していないものにつきましては、当連結会計期間では計上しておりません。

当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

※9. 事業整理損失

前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

連結子会社のYONEKYU U. S. A, INC. の清算について決議したことにより発生した損失を計上したものであります。

当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

(連結包括利益計算書関係)

※1. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	△384百万円	3,058百万円
組替調整額	△77	465
税効果調整前	△461	3,523
税効果額	137	△1,074
その他有価証券評価差額金	△324	2,449
繰延ヘッジ損益		
当期発生額	601	△43
組替調整額	97	156
税効果調整前	699	112
税効果額	△125	△86
繰延ヘッジ損益	573	26
為替換算調整勘定		
当期発生額	△694	270
組替調整額	-	170
税効果調整前	△694	441
税効果額	-	-
為替換算調整勘定	△694	441
退職給付に係る調整額		
当期発生額	△958	2,131
組替調整額	847	292
税効果調整前	△110	2,423
税効果額	39	△771
退職給付に係る調整額	△70	1,651
持分法適用会社に対する持分相当額		
当期発生額	△146	346
組替調整額	△254	-
持分法適用会社に対する持分相当額	△401	346
その他の包括利益合計	△916	4,915

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	297,355	-	-	297,355
合計	297,355	-	-	297,355
自己株式				
普通株式(注)	1,966	1,000	172	2,794
合計	1,966	1,000	172	2,794

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加1,000千株は、取締役会決議に基づく市場取引による取得1,000千株及び単元未満株式の買取り0千株による増加であります。また自己株式の減少172千株は、新株予約権の行使による減少9千株及び譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少163千株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

会社名	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・ オプションとしての 新株予約権	-	-	-	-	-	131
合計		-	-	-	-	-	131

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年5月21日 取締役会	普通株式	5,021	17	2019年3月31日	2019年6月5日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年5月25日 取締役会	普通株式	5,007	利益剰余金	17	2020年3月31日	2020年6月9日

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数（千株）	当連結会計年度 増加株式数（千株）	当連結会計年度 減少株式数（千株）	当連結会計年度末 株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	297,355	-	-	297,355
合計	297,355	-	-	297,355
自己株式				
普通株式（注）	2,794	2,001	179	4,616
合計	2,794	2,001	179	4,616

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加2,001千株は、取締役会決議に基づく市場取引による取得2,000千株及び単元未満株式の買取り1千株による増加であります。また自己株式の減少179千株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

会社名	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （百万円）
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 （親会社）	ストック・ オプションとしての 新株予約権	-	-	-	-	-	131
合計		-	-	-	-	-	131

3. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2020年5月25日 取締役会	普通株式	5,007	17	2020年3月31日	2020年6月9日

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2021年5月20日 取締役会	普通株式	6,147	利益剰余金	21	2021年3月31日	2021年6月3日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
現金及び預金勘定	42,072百万円	50,952百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	△301	△301
現金及び現金同等物	41,771	50,651

※2. 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

株式の追加取得により新たに明治ケンコーホーム株式会社 (取得後「米久ケンコーホーム株式会社」に名称変更) を連結子会社化したことに伴う連結開始時の資産及び負債の額は次のとおりであります。なお、株式の取得価額につきましては、株式取得の相手先との守秘義務により非開示としております。

また、米久ケンコーホーム株式会社は米久株式会社に事業譲渡し、2021年3月29日付で清算しております。

流動資産	3,826	百万円
固定資産	2,009	
流動負債	4,510	
固定負債	1,402	

当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引 (借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

①リース資産の内容

(ア)有形固定資産

主に情報システム関連設備及び運搬具であります。

(イ)無形固定資産

ソフトウェアであります。

②リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4.会計方針に関する事項 (2)重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。



## (金融商品関係)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用につきましては短期的な預金等に限定し、資金調達につきましては銀行等金融機関からの借入金及び社債の発行による方針であります。デリバティブは社内管理基準に従い、実需の範囲内でを行い、投機目的の取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクにさらされております。当該リスクに関しましては、当社グループの与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

投資有価証券は、主に株式であり、市場価格のあるものは、価格変動リスクにさらされておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、当該リスクに関しては、毎月時価の把握を行うとともに、取引関連部門へ報告を行い、情報の共有化を図っております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務並びに未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。借入金の用途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクにさらされておりますが、このうち一部の長期借入金につきましては、支払利息の変動リスクを回避し、支払利息の固定化を図るために個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として実施しております。ヘッジ手段の有効性の評価方法につきましては、ヘッジ手段とヘッジ対象の対応関係を確認することにより有効性を評価しており、特例処理の要件を充たしている金利スワップ取引は、有効性の判定は省略しております。

デリバティブ取引につきましては、社内管理基準に従って行っており、外貨建ての営業債権・債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引といった実需の範囲内で行うこととし、投機目的の取引は行わない方針であります。

#### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定におきましては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等につきましては、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額につきましては、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

前連結会計年度（2020年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	42,072	42,072	—
(2) 受取手形及び売掛金	87,902	87,902	—
(3) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	11,273	11,273	—
資産計	141,248	141,248	—
(1) 支払手形及び買掛金	61,574	61,574	—
(2) 電子記録債務	1,748	1,748	—
(3) 未払金	21,111	21,111	—
(4) 短期借入金	28,880	28,880	—
(5) 1年内返済予定の長期借入金	10,179	10,167	△11
(6) 長期借入金	10,872	10,828	△44
負債計	134,367	134,311	△56
デリバティブ取引 ヘッジ会計が適用されているもの	294	294	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

### 資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価につきましては、市場価格によっております。

### 負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 電子記録債務、(3) 未払金、(4) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 1年内返済予定の長期借入金、(6) 長期借入金

これらの時価につきましては、返済期限ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等の適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

### デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

## 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式その他	1,647
関連会社株式	12,901

これらにつきましては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	42,072	—	—	—
受取手形及び売掛金	87,902	—	—	—
合計	129,975	—	—	—

4. 長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	28,880	—	—	—	—	—
長期借入金	10,179	155	144	10,126	106	340
合計	39,060	155	144	10,126	106	340

当連結会計年度（2021年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	50,952	50,952	—
(2) 受取手形及び売掛金	86,591	86,591	—
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	13,677	13,677	—
資産計	151,221	151,221	—
(1) 支払手形及び買掛金	56,615	56,615	—
(2) 電子記録債務	1,660	1,660	—
(3) 未払金	21,768	21,768	—
(4) 短期借入金	25,704	25,704	—
(5) 1年内返済予定の長期借入金	155	155	△0
(6) 長期借入金	10,717	10,691	△25
負債計	116,622	116,596	△25
デリバティブ取引 ヘッジ会計が適用されているもの	552	552	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価につきましては、市場価格によっております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 電子記録債務、(3) 未払金、(4) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 1年内返済予定の長期借入金、(6) 長期借入金

これらの時価につきましては、返済期限ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等の適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式その他	1,647
関連会社株式	14,007

これらにつきましては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	50,952	—	—	—
受取手形及び売掛金	86,591	—	—	—
合計	137,544	—	—	—

4. 長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	25,704	—	—	—	—	—
長期借入金	155	144	10,126	106	100	240
合計	25,860	144	10,126	106	100	240

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度 (2020年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	10,312	2,995	7,317
	その他	146	142	4
	小計	10,459	3,137	7,321
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	813	1,212	△399
	小計	813	1,212	△399
	合計	11,273	4,350	6,922

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額1,647百万円)につきましては市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度 (2021年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	13,460	3,010	10,449
	その他	142	131	11
	小計	13,602	3,142	10,460
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	74	82	△7
	小計	74	82	△7
	合計	13,677	3,224	10,453

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額1,647百万円)につきましては市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	195	83	7
合計	195	83	7

当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	791	10	475
合計	791	10	475

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引  
該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度 (2020年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的 処理方法	為替予約取引 売建	売掛金			
	米ドル		9,966	-	267
	加ドル		271	-	4
	英ポンド		524	-	14
	ユーロ		777	-	26
	円		6,441	-	△0
	豪ドル		756	-	7
	買建	買掛金			
	米ドル		2,791	-	40
	小計		21,530	-	360
為替予約等の 振当処理	為替予約取引 売建	売掛金			
	米ドル		2	-	△0
	英ポンド		13	-	0
	ユーロ	11	-	0	
	買建	買掛金			
	米ドル		11,089	-	133
	ユーロ		70	-	0
	タイバーツ		250	-	△13
	NZドル		3,640	-	△187
小計	15,078	-	△65		
合計		36,609	-	294	

(注) 時価の算定方法 先物為替相場または取引金融機関から提示された価格等によって算定しております。

当連結会計年度（2021年3月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的 処理方法	為替予約取引				
	売建	売掛金			
	米ドル		8,999	-	221
	加ドル		784	-	7
	英ポンド		681	-	2
	ユーロ		510	-	0
	円		5,957	-	△ 66
	豪ドル		1,204	-	△ 1
買建	買掛金				
米ドル			3,567	-	69
	小計		21,703	-	232
為替予約等の 振当処理	為替予約取引				
	売建	売掛金			
	米ドル		70	-	△1
	買建	買掛金			
	米ドル		7,689	-	298
タイバーツ		60	-	1	
NZドル		2,243	-	22	
	小計		10,063	-	319
	合計		31,767	-	552

(注) 時価の算定方法 先物為替相場または取引金融機関から提示された価格等によって算定しております。

(2) 金利関連

前連結会計年度（2020年3月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円) (注) 1
金利スワップの 特例処理	金利スワップ取引 変動受取・ 固定支払	長期借入金	3,000	-	(注) 2

(注) 1. 時価については、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度（2021年3月31日）

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び国内連結子会社は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度、退職一時金制度及び選択制の確定拠出年金制度（前払退職金との選択制）を設けているほか、一部の連結子会社は複数事業主制度の企業年金基金に加入しており、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、確定拠出制度と同様に会計処理しております。また国内連結子会社の一部では、退職給付信託を設定しております。加えて、従業員の退職等に際して、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金を支払う場合があります。

なお、一部の連結子会社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度（簡便法を適用した制度を除く。）

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)	
	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
退職給付債務の期首残高	44,317	43,240
勤務費用	1,369	1,301
利息費用	127	201
数理計算上の差異の発生額	△1,265	35
過去勤務費用の発生額	-	△ 27
退職給付の支払額	△2,191	△ 2,428
新規連結に伴う増加額	883	-
退職給付債務の期末残高	43,240	42,321

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)	
	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
年金資産の期首残高	52,560	51,192
期待運用収益	1,069	1,075
数理計算上の差異の発生額	△2,223	2,139
事業主からの拠出額	1,363	1,283
退職給付の支払額	△1,997	△ 2,097
新規連結に伴う増加額	420	-
年金資産の期末残高	51,192	53,593



(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	(百万円)	
	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	41,859	41,430
年金資産	△51,192	△ 53,593
	△9,333	△ 12,162
非積立型制度の退職給付債務	1,381	891
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△7,951	△ 11,271
退職給付に係る負債	1,426	891
退職給付に係る資産	△9,378	△ 12,162
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△7,951	△ 11,271

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	(百万円)	
	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
勤務費用	1,369	1,301
利息費用	127	201
期待運用収益	△1,069	△ 1,075
数理計算上の差異の費用処理額	865	310
過去勤務費用の費用処理額	△17	△ 18
確定給付制度に係る退職給付費用	1,274	719

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	(百万円)	
	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
過去勤務費用	△17	9
数理計算上の差異	△92	2,414
合計	△110	2,423

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	(百万円)	
	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
未認識過去勤務費用	△147	△ 157
未認識数理計算上の差異	△1,956	△ 4,370
合計	△2,104	△ 4,527

(7) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
債券	66%	57%
株式	19%	20%
現金及び預金	2%	1%
その他	13%	22%
合計	100%	100%

(注) 年金資産合計には、企業年金制度に対して設定した退職給付信託が前連結会計年度17%、当連結会計年度16%含まれております。

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎 (加重平均で表わしております。)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
割引率	0.5%	0.4%
長期期待運用収益率	2.5%	2.5%

3. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

(百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	748	781
退職給付費用	103	138
退職給付の支払額	△71	△ 85
為替換算等による影響額	1	△1
退職給付に係る負債の期末残高	781	834

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

(百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	-	-
年金資産	-	-
非積立型制度の退職給付債務	781	834
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	781	834
退職給付に係る負債	781	834
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	781	834

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前連結会計年度 103百万円 当連結会計年度138百万円

4. 確定拠出制度

確定拠出制度（確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の厚生年金基金制度を含む。）への要拠出額は、前連結会計年度376百万円、当連結会計年度373百万円であります。

要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項は以下のとおりであります。

日本冷凍食品企業年金基金

①複数事業主制度の直近の積立状況

	(百万円)	
	前連結会計年度 2019年3月31日現在	当連結会計年度 2020年3月31日現在
年金資産の額	5,347	5,284
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	4,739	4,667
差引額	608	617

②複数事業主制度の掛金に占める当社グループの割合

前連結会計年度 5.28%（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

当連結会計年度 5.69%（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

③補足説明

上記①の差額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高△1,981百万円（前連結会計年度△2,130百万円）及び剰余金2,598百万円（前連結会計年度2,739百万円）であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年の元利均等償却であります。

なお、上記②の割合は当社の子会社の実際の負担割合とは一致しておりません。また、上記①及び②は入手可能な直近時点の数値により開示しております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
売上原価	-	-
販売費及び一般管理費の株式報酬費用	-	-

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	2008年 ストック・オプション	2009年 ストック・オプション	2010年 ストック・オプション
付与対象者の区分 及び人数	伊藤ハム(株) 取締役 9名 伊藤ハム(株) 執行役員 12名	伊藤ハム(株) 取締役 9名 伊藤ハム(株) 執行役員 11名	伊藤ハム(株) 取締役 9名 伊藤ハム(株) 執行役員 8名
株式の種類別のストック・ オプションの数 (注)	普通株式 114,000株	普通株式 110,000株	普通株式 90,000株
付与日	2008年7月31日	2009年8月3日	2010年8月2日
権利確定条件	権利確定条件は 付されていません。	権利確定条件は 付されていません。	権利確定条件は 付されていません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めは ありません。	対象勤務期間の定めは ありません。	対象勤務期間の定めは ありません。
権利行使期間	自 2016年4月1日 至 2038年7月31日	自 2016年4月1日 至 2039年8月3日	自 2016年4月1日 至 2040年8月2日

	2011年 ストック・オプション	2012年 ストック・オプション	2013年 ストック・オプション
付与対象者の区分 及び人数	伊藤ハム(株) 取締役 6名 伊藤ハム(株) 執行役員 6名	伊藤ハム(株) 取締役 6名 伊藤ハム(株) 執行役員 6名	伊藤ハム(株) 取締役 7名 伊藤ハム(株) 執行役員 5名
株式の種類別のストック・ オプションの数 (注)	普通株式 62,000株	普通株式 62,000株	普通株式 62,000株
付与日	2011年8月1日	2012年8月6日	2013年8月7日
権利確定条件	権利確定条件は 付されていません。	権利確定条件は 付されていません。	権利確定条件は 付されていません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めは ありません。	対象勤務期間の定めは ありません。	対象勤務期間の定めは ありません。
権利行使期間	自 2016年4月1日 至 2041年8月1日	自 2016年4月1日 至 2042年8月6日	自 2016年4月1日 至 2043年8月7日

	2014年 ストック・オプション	2015年 ストック・オプション	2016年 ストック・オプション
付与対象者の区分 及び人数	伊藤ハム(株) 取締役 6名 伊藤ハム(株) 執行役員 3名	伊藤ハム(株) 取締役 5名 伊藤ハム(株) 執行役員 7名	当社 取締役 2名 当社子会社 取締役 7名 当社子会社 執行役員 19名
株式の種類別のストック・ オプションの数 (注)	普通株式 50,000株	普通株式 64,000株	普通株式 130,300株
付与日	2014年8月4日	2015年8月3日	2016年8月8日
権利確定条件	権利確定条件は 付されていません。	権利確定条件は 付されていません。	権利確定条件は 付されていません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めは ありません。	対象勤務期間の定めは ありません。	対象勤務期間の定めは ありません。
権利行使期間	自 2016年4月1日 至 2044年8月4日	自 2016年4月1日 至 2045年8月3日	自 2016年8月9日 至 2046年8月8日

	2017年 ストック・オプション
付与対象者の区分 及び人数	当社 取締役 2名 当社子会社 取締役 6名 当社子会社 執行役員 20名
株式の種類別のストック・ オプションの数 (注)	普通株式 132,800株
付与日	2017年8月7日
権利確定条件	権利確定条件は 付されていません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めは ありません。
権利行使期間	自 2017年8月8日 至 2047年8月7日

(注) スtock・オプションの数を株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2021年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	2008年 ストック・オプション	2009年 ストック・オプション	2010年 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	4,000	4,000	8,000
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	4,000	4,000	8,000

	2011年 ストック・オプション	2012年 ストック・オプション	2013年 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	8,000	8,000	8,000
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	8,000	8,000	8,000

	2014年 ストック・オプション	2015年 ストック・オプション	2016年 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	8,000	11,000	48,000
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	8,000	11,000	48,000

	2017年 ストック・オプション
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	—
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	—
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	67,000
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	67,000

## ②単価情報

	2008年 ストック・オプション	2009年 ストック・オプション	2010年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1	1	1
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における 公正な評価単価 (円)	565	298	303

	2011年 ストック・オプション	2012年 ストック・オプション	2013年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1	1	1
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における 公正な評価単価 (円)	296	306	395

	2014年 ストック・オプション	2015年 ストック・オプション	2016年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1	1	1
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における 公正な評価単価 (円)	414	653	911

	2017年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1
行使時平均株価 (円)	—
付与日における 公正な評価単価 (円)	946

### 3. スtock・オプションの権利確定数の見積り方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	1,675百万円	2,023百万円
減損損失	955	856
退職給付に係る負債	1,910	798
連結子会社の資産及び負債の時価評価差額	533	522
資産除去債務	693	466
未払事業税	306	453
棚卸資産の未実現損益	297	291
税務上の繰越欠損金(注)	1,057	185
有価証券評価損	330	141
その他	1,983	2,198
繰延税金資産小計	9,744	7,938
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	△420	△145
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△2,575	△2,261
評価性引当額小計	△2,996	△2,406
繰延税金資産計	6,748	5,531
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△2,447	△3,198
全面時価評価法による評価差額	△2,300	△2,072
固定資産圧縮積立金	△914	△877
退職給付信託設定益	△888	△638
前払年金費用	△81	△564
固定資産の未実現損失	△506	△499
連結子会社の資産及び負債の時価評価差額	△256	△253
繰延ヘッジ損益	△100	△182
その他	△364	△762
繰延税金負債計	△7,859	△9,050
繰延税金資産(負債)の純額	△1,111	△3,519

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額  
前連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	1	8	20	70	39	917	1,057百万円
評価性引当額	1	8	20	69	14	306	420
繰延税金資産	-	-	0	0	24	611	(b) 636

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金1,057百万円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産636百万円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金について、将来の課税所得の見込み等により回収可能と判断した部分については評価性引当額を認識しておりません。



当連結会計年度（2021年3月31日）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	-	7	32	17	-	127	185百万円
評価性引当額	-	7	32	-	-	105	145
繰延税金資産	-	0	0	17	-	21	(b) 40

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金185百万円（法定実効税率を乗じた額）について、繰延税金資産40百万円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金について、将来の課税所得の見込み等により回収可能と判断した部分については評価性引当額を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.1	0.8
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.5	△0.5
住民税均等割等	1.0	0.6
税額控除による影響	△0.6	△0.4
持分法による投資利益	△1.7	△1.0
のれん償却額	2.7	1.5
連結子会社との税率差	1.0	0.2
子会社清算による影響	-	△1.5
その他	△0.7	△0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.0	30.3

(資産除去債務関係)

資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

報告セグメントの決定方法

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものとあります。

当社グループは、製品を基礎とした製品・サービス別のセグメントから構成されており、主にハム・ソーセージ及び調理加工食品等の製造、販売を事業領域とする「加工食品事業」と主に食肉の生産、処理加工及び販売を事業領域とする「食肉事業」の2つを報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部売上高又は振替高は、市場実勢価格等に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結 財務諸表 計上額 (注) 3
	加工食品 事業	食肉事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	300,209	548,184	848,394	4,055	852,450	-	852,450
セグメント間の内部 売上高又は振替高	3,818	25,398	29,217	27,493	56,710	△ 56,710	-
計	304,027	573,583	877,611	31,549	909,161	△ 56,710	852,450
セグメント利益	6,730	11,284	18,014	245	18,260	△ 993	17,266
セグメント資産	126,226	148,561	274,788	2,157	276,945	112,481	389,426
その他の項目							
減価償却費	7,115	3,473	10,588	224	10,812	33	10,846
のれんの償却額	76	126	202	-	202	1,389	1,591
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	5,898	3,434	9,332	170	9,502	412	9,915

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、物流事業及び人事給与関連業務サービス等であります。

2. 調整額は、以下のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額の主な内容は、のれんの償却額△1,389百万円等であります。

(2) セグメント資産の調整額112,481百万円には、各報告セグメントに配分していない全社資産が含まれております。全社資産の主なものは、現金及び預金41,039百万円、投資その他の資産40,465百万円、のれん20,836百万円等であります。

(3) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額412百万円は、主に各セグメントに配分していない全社資産の増加額であります。

3. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結 財務諸表 計上額 (注) 3
	加工食品 事業	食肉事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	307,041	531,581	838,623	4,052	842,675	-	842,675
セグメント間の内部 売上高又は振替高	2,097	24,414	26,512	28,843	55,355	△ 55,355	-
計	309,139	555,996	865,136	32,895	898,031	△ 55,355	842,675
セグメント利益又は 損失（△）	12,397	13,443	25,840	△ 88	25,751	△ 1,733	24,018
セグメント資産	113,561	149,042	262,603	2,341	264,945	129,141	394,086
その他の項目							
減価償却費	6,937	4,159	11,096	243	11,340	36	11,377
のれんの償却額	-	94	94	-	94	1,389	1,483
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	6,187	4,314	10,502	454	10,957	640	11,598

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、物流事業及び人事給与関連業務サービス等であります。

2. 調整額は、以下のとおりであります。

(1) セグメント利益又は損失（△）の調整額の主な内容は、のれんの償却額△1,389百万円等であります。

(2) セグメント資産の調整額129,141百万円には、各報告セグメントに配分していない全社資産が含まれております。全社資産の主なものは、現金及び預金50,831百万円、投資その他の資産47,832百万円、のれん19,447百万円等であります。

(3) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額640百万円は、主に各セグメントに配分していない全社資産の増加額であります。

3. セグメント利益又は損失（△）は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	ハム・ソーセージ	調理加工食品	食肉	その他	合計
外部顧客への売上高	179,308	140,264	512,814	20,062	852,450

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

（単位：百万円）

日本	オセアニア	アジア	北米	欧州	その他	合計
752,510	22,930	40,758	20,031	13,572	2,646	852,450

(2) 有形固定資産

（単位：百万円）

日本	ニュージーランド	その他	合計
75,280	22,541	938	98,760

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	ハム・ソーセージ	調理加工食品	食肉	その他	合計
外部顧客への売上高	177,618	148,006	500,735	16,314	842,675

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

（単位：百万円）

日本	オセアニア	アジア	北米	欧州	その他	合計
756,318	22,074	28,065	22,753	10,797	2,666	842,675

(2) 有形固定資産

（単位：百万円）

日本	ニュージーランド	その他	合計
75,139	21,830	625	97,595

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	加工食品事業	食肉事業	その他	全社・消去	合計
減損損失	15	-	-	1	17

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

	加工食品事業	食肉事業	その他	全社・消去	合計
減損損失	165	-	-	-	165

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	全社・消去	合計
	加工食品事業	食肉事業	計			
当期末残高	-	221	221	-	20,836	21,057

（注）のれんの償却額に関しては、セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	全社・消去	合計
	加工食品事業	食肉事業	計			
当期末残高	-	126	126	-	19,447	19,573

（注）のれんの償却額に関しては、セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	宮下 功	当社代表 取締役社長	(被所有) 直接 0.0	-	自己株式の処分 (注)	12	-	-

(注) 譲渡制限付株式報酬制度に伴う、自己株式の割当によるものであります。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	宮下 功	当社代表 取締役社長	(被所有) 直接 0.0	-	自己株式の処分 (注)	12	-	-

(注) 譲渡制限付株式報酬制度に伴う、自己株式の割当によるものであります。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

① 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他の 関係会社	三菱商事㈱	東京都 千代田区	204,446	総合商社	(被所有) 直接 39.33	食肉及び 原材料の 仕入先	食肉及び原 材料の仕入 (注) 2	16,446	買掛金	2,720

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。  
2. 食肉及び原材料の仕入については、三菱商事㈱以外からも複数の見積り入手し、市場の実勢価格を勘案して発注先及び価格を決定しております。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他の 関係会社	三菱商事㈱	東京都 千代田区	204,446	総合商社	(被所有) 直接 39.57	食肉及び 原材料の 仕入先	食肉及び原 材料の仕入 (注) 2	14,465	買掛金	2,480

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。  
2. 食肉及び原材料の仕入については、三菱商事㈱以外からも複数の見積り入手し、市場の実勢価格を勘案して発注先及び価格を決定しております。

②連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (USドル)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者と の関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関連会社	INDIANA PACKERS CORP.	DELPHI INDIANA U. S. A.	20,000千	食肉事業	間接 20.00	食肉及び 原材料の 仕入先	債務保証 (注) 2	3,241 (US\$ 29,785千)	-	-

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。  
2. INDIANA PACKERS CORP. への債務保証は、金融機関からの借入金に対して保証したものであります。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (USドル)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者と の関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関連会社	INDIANA PACKERS CORP.	DELPHI INDIANA U. S. A.	20,000千	食肉事業	間接 20.00	食肉及び 原材料の 仕入先	債務保証 (注) 2	2,591 (US\$ 23,410千)	-	-

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。  
2. INDIANA PACKERS CORP. への債務保証は、金融機関からの借入金に対して保証したものであります。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり純資産額	773.26円	843.52円
1株当たり当期純利益	38.72円	68.61円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	38.70円	68.57円

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度末 (2020年3月31日)	当連結会計年度末 (2021年3月31日)
純資産の部の合計額 (百万円)	229,178	247,648
純資産の部の合計から控除する金額 (百万円)	1,406	716
（うち新株予約権 (百万円)）	(131)	(131)
（うち非支配株主持分 (百万円)）	(1,275)	(585)
普通株式に係る期末の純資産額 (百万円)	227,772	246,931
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数 (千株)	294,560	292,738

(注) 2. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	11,439	20,204
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	11,439	20,204
普通株式の期中平均株式数 (千株)	295,442	294,497
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額 (百万円)	-	-
普通株式増加数 (千株)	176	173
（うち新株予約権 (千株)）	(176)	(173)
希薄化効果を有しないため、 潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含め なかった潜在株式の概要	-	-

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。



⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	28,880	25,704	0.89	—
1年内返済予定の長期借入金	10,179	155	0.33	—
リース債務（1年以内に返済予定のもの。）	794	813	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	10,872	10,717	0.17	2022年～2028年
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	2,228	2,193	—	2022年～2037年
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	52,955	39,583	—	—

- (注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。  
 2. リース債務の平均利率については、主としてリース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。  
 3. 長期借入金及びリース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	144	10,126	106	100
リース債務	634	457	316	162

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

## (2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	204,992	414,623	646,827	842,675
税金等調整前 四半期(当期)純利益 (百万円)	5,468	16,010	26,495	29,113
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (百万円)	3,657	10,946	18,304	20,204
1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	12.42	37.15	62.12	68.61

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益 (円)	12.42	24.73	24.96	6.46

## 2 【財務諸表等】

### (1) 【財務諸表】

#### ① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	26,101	36,466
短期貸付金	※1 100	※1 100
未収入金	※1 1,481	※1 4,505
未収還付法人税等	1,434	-
関係会社預け金	13,060	14,352
その他	13	16
流動資産合計	42,192	55,440
固定資産		
有形固定資産		
機械及び装置	2	1
工具、器具及び備品	38	55
リース資産	12	14
有形固定資産合計	53	70
無形固定資産		
ソフトウェア	19	15
無形固定資産合計	19	15
投資その他の資産		
関係会社株式	168,762	168,762
長期貸付金	※1 750	※1 650
繰延税金資産	216	232
その他	59	60
投資その他の資産合計	169,789	169,705
固定資産合計	169,861	169,791
資産合計	212,053	225,231

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
負債の部		
流動負債		
未払金	※1 1,001	※1 531
賞与引当金	334	414
未払法人税等	231	2,194
未払消費税等	79	17
関係会社預り金	11,179	18,931
その他	109	109
流動負債合計	12,936	22,198
固定負債		
長期借入金	10,000	10,000
その他	10	12
固定負債合計	10,010	10,012
負債合計	22,947	32,210
純資産の部		
株主資本		
資本金	30,003	30,003
資本剰余金		
資本準備金	7,503	7,503
その他資本剰余金	129,206	129,177
資本剰余金合計	136,710	136,680
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	24,555	29,830
利益剰余金合計	24,555	29,830
自己株式	△2,293	△3,624
株主資本合計	188,975	192,889
新株予約権	131	131
純資産合計	189,106	193,021
負債純資産合計	212,053	225,231

## ② 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)	当事業年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月 31日)
営業収益		
関係会社受取配当金	※2 13,559	※2 10,501
経営管理料	※2 3,852	※2 3,237
営業収益合計	17,411	13,738
営業費用		
販売費及び一般管理費	※1, ※2 3,537	※1, ※2 3,666
営業費用合計	3,537	3,666
営業利益	13,874	10,071
営業外収益		
受取利息	※2 27	※2 31
受取手数料	※2 116	※2 129
その他	4	20
営業外収益合計	147	181
営業外費用		
支払利息	※2 26	※2 30
支払手数料	15	20
その他	0	0
営業外費用合計	42	50
経常利益	13,979	10,202
特別損失		
固定資産除却損	0	0
特別損失合計	0	0
税引前当期純利益	13,979	10,202
法人税、住民税及び事業税	164	△63
法人税等調整額	5	△16
法人税等合計	169	△79
当期純利益	13,809	10,282

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)

(単位：百万円)

	株主資本							自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	30,003	7,503	129,240	136,743	15,767	15,767	△1,849	180,665	
当期変動額									
剰余金の配当					△5,021	△5,021		△5,021	
当期純利益					13,809	13,809		13,809	
自己株式の取得							△606	△606	
自己株式の処分			△33	△33			162	128	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	△33	△33	8,787	8,787	△444	8,309	
当期末残高	30,003	7,503	129,206	136,710	24,555	24,555	△2,293	188,975	

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	139	180,805
当期変動額		
剰余金の配当		△5,021
当期純利益		13,809
自己株式の取得		△606
自己株式の処分		128
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△8	△8
当期変動額合計	△8	8,301
当期末残高	131	189,106

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	30,003	7,503	129,206	136,710	24,555	24,555	△2,293	188,975	
当期変動額									
剰余金の配当					△5,007	△5,007		△5,007	
当期純利益					10,282	10,282		10,282	
自己株式の取得							△1,478	△1,478	
自己株式の処分			△29	△29			147	117	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	△29	△29	5,275	5,275	△1,331	3,914	
当期末残高	30,003	7,503	129,177	136,680	29,830	29,830	△3,624	192,889	

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	131	189,106
当期変動額		
剰余金の配当		△5,007
当期純利益		10,282
自己株式の取得		△1,478
自己株式の処分		117
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）		
当期変動額合計	—	3,914
当期末残高	131	193,021

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 定率法

無形固定資産 定額法

リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

賞与引当金 従業員賞与の支払いに備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

当社は、当社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

(3) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(貸借対照表関係)

※1. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
短期金銭債権	1,579百万円	4,602百万円
長期金銭債権	750	650
短期金銭債務	884	215

2. 偶発債務

次の各会社の金融機関等からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
九州エキス㈱	-百万円	650百万円
ANZCO FOODS LTD.	25,580 (NZ \$ 395,000千)	28,940 (NZ \$ 374,000千)
ASIAN BEST CHICKEN CO.,LTD.	280 (THB 84,000千)	578 (THB 163,500千)
計	25,860	30,168



(損益計算書関係)

※1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
給料及び手当	1,152百万円	1,120百万円
賞与引当金繰入額	311	383
おおよその割合		
一般管理費	100%	100%

※2. 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業取引による取引高		
営業収益	17,411百万円	13,738百万円
営業費用	253	267
営業取引以外の取引高	153	174

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
子会社株式	167,241	167,241
関連会社株式	1,520	1,520
計	168,762	168,762

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	102百万円	126百万円
株式報酬費用	87	120
未払事業税	40	22
繰越欠損金	-	7
支払手数料	32	2
その他	2	1
繰延税金資産小計	263	281
評価性引当額	△43	△45
繰延税金資産合計	220	236
繰延税金負債		
その他	△3百万円	△3百万円
繰延税金負債合計	△3	△3
繰延税金資産純額	216	232

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
法定実効税率	30.6 %	30.6 %
(調整)		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△29.7	△31.5
その他	0.3	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	1.2	△0.8

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## ④ 【附属明細表】

## 【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	当期末 残高	減価償却 累計額
有形 固定資産	機械装置	2	—	—	1	1	5
	工具、器具及び備品	38	43	0	26	55	152
	リース資産	12	4	—	2	14	17
	計	53	48	0	30	70	174
無形 固定資産	ソフトウェア	19	0	—	4	15	—
	計	19	0	—	4	15	—

## 【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
賞与引当金	334	414	334	414

## (2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

## (3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り  取扱場所  株主名簿管理人  取次所  買取手数料	(注)  (特別口座) 東京都千代田区丸の内1丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 (特別口座) 東京都千代田区丸の内1丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部  _____  株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL <a href="https://www.itoham-yonekyu-holdings.com/ir/e-koukoku/index.html">https://www.itoham-yonekyu-holdings.com/ir/e-koukoku/index.html</a>
株主に対する特典	3月31日現在、所有株式1,000株以上の株主に対し、5,000円相当の当社グループ製品を贈呈する。

(注) 単元未満株式を有する当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を当社定款で定めております。

- ① 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ② 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- ③ 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- ④ 株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第4期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) 2020年6月24日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2020年6月24日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

(第5期第1四半期) (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日) 2020年8月12日関東財務局長に提出

(第5期第2四半期) (自 2020年7月1日 至 2020年9月30日) 2020年11月13日関東財務局長に提出

(第5期第3四半期) (自 2020年10月1日 至 2020年12月31日) 2021年2月12日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2020年6月24日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書であります。

(5) 臨時報告書の訂正報告書

上記(4)に係る訂正報告書 2020年9月30日関東財務局長に提出

(6) 有価証券届出書及びその添付書類

譲渡制限付株式の割当 2020年6月23日関東財務局長に提出

(7) 有価証券届出書の訂正届出書

上記(6)に係る訂正届出書 2020年6月24日関東財務局長に提出

上記(6)に係る訂正届出書 2020年6月29日関東財務局長に提出

(8) 自己株券買付状況報告書

報告期間(自 2020年6月1日 至 2020年6月30日) 2020年7月15日関東財務局長に提出

報告期間(自 2020年7月1日 至 2020年7月31日) 2020年8月13日関東財務局長に提出

報告期間(自 2020年8月1日 至 2020年8月31日) 2020年9月15日関東財務局長に提出

報告期間(自 2020年9月1日 至 2020年9月30日) 2020年10月15日関東財務局長に提出

報告期間(自 2020年10月1日 至 2020年10月31日) 2020年11月12日関東財務局長に提出

報告期間(自 2020年11月1日 至 2020年11月30日) 2020年12月14日関東財務局長に提出

報告期間(自 2020年12月1日 至 2020年12月31日) 2021年1月15日関東財務局長に提出

報告期間(自 2021年1月1日 至 2021年1月31日) 2021年2月12日関東財務局長に提出

報告期間(自 2021年2月1日 至 2021年2月28日) 2021年3月12日関東財務局長に提出

報告期間(自 2021年3月1日 至 2021年3月31日) 2021年4月14日関東財務局長に提出

報告期間(自 2021年5月1日 至 2021年5月31日) 2021年6月14日関東財務局長に提出

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年6月22日

伊藤ハム米久ホールディングス株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	根本 剛光	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三上 伸也	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水野 勝成	印
--------------------	-------	-------	---

## <財務諸表監査>

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている伊藤ハム米久ホールディングス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、伊藤ハム米久ホールディングス株式会社及び連結子会社の2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

食肉事業セグメントの商品及び製品に含まれる販売用食肉在庫の評価の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>伊藤ハム米久ホールディングス株式会社の当連結会計年度の連結貸借対照表において、商品及び製品63,313百万円が計上されている。</p> <p>(重要な会計上の見積り) 「1. 食肉事業セグメントの商品及び製品に含まれる販売用食肉在庫の評価」に記載のとおり、当連結会計年度末の商品及び製品のうち食肉事業セグメントの販売用食肉在庫は51,715百万円であり、総資産の13%を占めている。また、当連結会計年度に認識された簿価切下額は377百万円である。</p> <p>たな卸資産の貸借対照表価額は主として収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定されており、連結会計年度末における正味売却価額が取得原価を下回る場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額としている。販売用食肉の正味売却価額は、見積売価から見積販売直接経費を控除して算定される。</p> <p>伊藤ハム米久ホールディングス株式会社グループには一定期間保存する販売用食肉在庫があり、保存期間中における需給バランスの変化等の外部環境の影響により、その売価は畜産物相場の変動リスクにさらされる。販売用食肉在庫の評価において、経営者は過去の販売実績及び将来の販売見込み等に基づき見積売価を予測しているが、その予測には不確実性を伴う。そのため、経営者による判断が商品及び製品の連結貸借対照表価額に重要な影響を及ぼす可能性がある。</p> <p>以上から、当監査法人は、食肉事業セグメントの商品及び製品に含まれる販売用食肉在庫の評価の妥当性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、食肉事業セグメントの商品及び製品に含まれる販売用食肉在庫の評価の妥当性を検討するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価 販売用食肉在庫の評価に関連する内部統制の整備・運用状況の有効性を評価した。</p> <p>(2) 正味売却価額の見積りの合理性の評価 販売用食肉在庫の正味売却価額を見積もる際に経営者が採用した主要な仮定の合理性を評価するため、主要な販売用食肉在庫の将来の販売見込み及び見積売価の算定根拠について畜種別担当責任者に対して質問した。また、金額的重要性等に基づき抽出した品目について、主に以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前連結会計年度末における見積売価と、前連結会計年度末日後の実績売価データとを比較し、重要な差異の原因について確認することにより、見積売価の精度を評価した。</li> <li>・当連結会計年度末における見積売価について、当連結会計年度末日前後の実績売価等の根拠書類を閲覧し、その合理性を評価した。</li> </ul>



## 連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

## <内部統制監査>

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、伊藤ハム米久ホールディングス株式会社の2021年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、伊藤ハム米久ホールディングス株式会社が2021年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- ※ 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。  
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書

2021年6月22日

伊藤ハム米久ホールディングス株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 根本 剛光 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 三上 伸也 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 水野 勝成 印

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている伊藤ハム米久ホールディングス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第5期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、伊藤ハム米久ホールディングス株式会社の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査法人は、監査報告書において報告すべき監査上の主要な検討事項はないと判断している。

## 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- ※ 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

**【表紙】**

**【提出書類】** 内部統制報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の4第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 2021年6月23日

**【会社名】** 伊藤ハム米久ホールディングス株式会社

**【英訳名】** ITOHAM YONEKYU HOLDINGS INC.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 宮下 功

**【最高財務責任者の役職氏名】** 取締役常務執行役員 伊藤 勝弘

**【本店の所在の場所】** 東京都目黒区三田1丁目6番21号

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長宮下 功は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2021年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制(全社的な内部統制)の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、連結子会社及び持分法適用関連会社のうち、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断した会社については、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高(連結会社間取引消去後)の金額が高い拠点から合算していき、当連結会計年度の連結売上高の概ね2/3に達している事業拠点を「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

## 3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

## 4 【付記事項】

該当事項はありません。

## 5 【特記事項】

該当事項はありません。

**【表紙】**

**【提出書類】** 確認書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の2第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 2021年6月23日

**【会社名】** 伊藤ハム米久ホールディングス株式会社

**【英訳名】** ITOHAM YONEKYU HOLDINGS INC.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 宮下 功

**【最高財務責任者の役職氏名】** 取締役常務執行役員 伊藤 勝弘

**【本店の所在の場所】** 東京都目黒区三田1丁目6番21号

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長宮下 功は、当社の第5期(自 2020年4月1日 至2021年3月31日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。